

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【事業年度】 第19期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 富 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松 山 哲 人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼社長室長 松 山 哲 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	84,337	346,344	373,778	472,197	675,801
経常損失 (千円)	549,556	366,204	432,121	1,094,935	171,274
当期純損失 (千円)	555,178	398,003	484,446	1,113,687	207,156
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	3,387,225	3,576,730	5,081,181	10,242,904	10,768,406
発行済株式総数 (株)	220,885	234,935	325,307	402,652	42,606,858
純資産額 (千円)	1,848,533	1,858,624	4,400,998	13,597,054	14,501,999
総資産額 (千円)	2,037,849	3,662,578	5,606,111	14,340,566	14,704,027
1株当たり純資産額 (円)	83.64	77.83	135.29	336.86	338.35
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失 (円)	36.00	17.42	18.85	30.44	5.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	90.7	49.9	77.6	94.6	98.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	579,113	293,705	635,329	1,086,613	1,120,686
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,541	1,721,201	121,341	7,059,242	2,562,103
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,449,447	1,924,006	2,327,198	9,581,366	504,504
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,872,103	1,781,203	3,453,995	5,034,174	2,052,417
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	28 (5)	29 (7)	36 (11)	40 (12)	48 (12)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 平成26年2月12日開催の当社取締役会の決議により、平成26年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失につきましては、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
4. 第15期から第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 第15期から第19期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第15期から第19期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 第15期は、LFB Biotechnologiesからのオプション契約締結に伴う契約一時金収入等により、84,337千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費223,349千円を計上したこと等により、549,556千円の経常損失を計上しました。
8. 第16期は、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約締結に伴う契約一時金収入等により、346,344千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費203,451千円を計上したこと等により、366,204千円の経常損失を計上しました。
9. 第17期は、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づく製剤供給及びマイルストーン収入並びにOrient Europharma Co., Ltd. (OEP社：台湾)からの契約一時金収入等により、373,778千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費237,607千円を計上したこと等により、432,121千円の経常損失を計上しました。
10. 第18期は、OEP社からのライセンス及び共同開発契約に基づくマイルストーン収入並びに治験薬供給収入、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づくマイルストーン収入、株式会社アルピオン(アルピオン社)との共同開発契約に基づく化粧品材料供給収入等により、472,197千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費926,404千円を計上したこと等により、1,094,935千円の経常損失を計上しました。
11. 第19期は、OEP社からのライセンス及び共同開発契約に基づく治験薬供給収入、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づく治験薬供給収入、アルピオン社との共同開発契約に基づく化粧品材料供給収入等により、675,801千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進し、研究開発費1,053,688千円を計上したこと等により、171,274千円の経常損失を計上しました。
12. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成8年6月	ナノテクノロジーを利用したミセル化ナノ粒子を医薬品開発に応用・実用化することを目的として、ナノキャリア株式会社を東京都世田谷区に設立
平成11年10月	千葉県柏市の東葛テクノプラザ内に本社を移転し、研究所を開設
平成13年1月	株式会社先端科学技術インキュベーションセンター（現：株式会社東京大学TL0）と「シスプラチン内包高分子ミセル」に関する実施許諾契約書を締結
平成14年6月	日本化薬株式会社とバクリタキセルミセルに関する実施許諾基本契約を締結
平成15年7月	東京都中央区に東京オフィスを開設
平成16年5月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0と「ジアミノシクロヘキサン白金（II）とポリ（カルボン酸）セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、その抗腫瘍剤」に関する実施許諾契約書を締結
平成16年8月	千葉県柏市の東大柏ベンチャープラザ内に本社及び研究所を移転・拡充
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成20年9月	台湾のOrient Europharma Co., Ltd.とナノプラチン [®] （NC-6004）のアジア地域におけるライセンス及び共同開発契約締結
平成23年9月	興和株式会社と、エピルピシンミセル（NC-6300/K-912）製剤の全世界におけるライセンス及び共同開発に関する契約を締結
平成24年7月	バクリタキセルミセル（NK105）の第 相比較臨床試験（転移・再発乳がん）開始
平成24年7月	株式会社アルピオンと新化粧品素材の共同開発及び化粧品の商業化に関する共同開発契約を締結
平成24年10月	Orient Europharma Co., Ltd.とナノプラチン [®] （NC-6004）のアジア地域を対象とする開発及び販売権に加え、全世界を対象とする製造権を付与する新たなライセンス契約を締結
平成24年10月	ナノプラチン [®] （NC-6004）の日本国内における第 I 相臨床試験開始
平成25年6月	信越化学工業株式会社とポリマーの開発に関する共同研究契約を締結
平成25年9月	エピルピシンミセル（NC-6300/K-912）の日本国内における第 I 相臨床試験開始
平成25年12月	ダハプラチン誘導體ミセル（NC-4016）の米国における第 相臨床試験開始
平成26年2月	ナノプラチン [®] （NC-6004）のアジア地域における第 相臨床試験開始
平成26年6月	千葉県柏市若柴に本社及び研究所並びに東京オフィスを移転・統合
平成26年6月	エーザイ株式会社との間で同社所有の新規医薬品候補品に関するライセンス契約を締結
平成27年2月	中外製薬株式会社との間でsiRNA医薬品に関する共同研究契約締結
平成27年3月	東京都中央区に新東京オフィスを開設

3 【事業の内容】

当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーを応用したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主ながん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に貢献することです。

(1) 当社設立の経緯

当社は、東京大学の片岡一則教授、東京女子医科大学の岡野光夫教授（現 当社取締役）らが発明したミセル化ナノ粒子技術による医薬品の開発を目的に、代表取締役社長CEO 中富一郎が、上記の発明者らとともに平成8年6月に設立しました。

同教授らは、医薬品を封入したミセル化ナノ粒子が静脈内投与された場合、血中に薬物が長時間循環することができ、効果が持続する薬物キャリア（*1）となり得ることと、がん組織等の病変部へ集積（標的化）することを示しました。

当社では、同技術を利用した医薬品の実用化によって、従来の薬物療法より有効性と安全性が高まれば、これまで期待する効果が得られなかったがん等の難治性疾患の薬物療法をより有効にすることができると考えており、今後もミセル化ナノ粒子（高分子ミセル）（*2）技術のパイオニアとして同技術のポテンシャルを最大限に活かした製品開発を目指すとともに、当面は社会的ニーズと貢献度の高い抗がん剤事業に特化したグローバル展開を行っております。

(2) 当社技術の特長

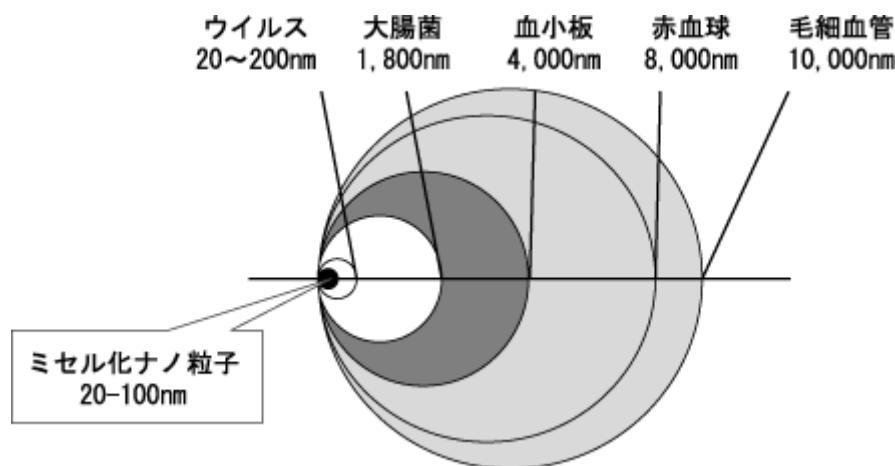
当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコール（PEG）からなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマー（*3）から構成されます。

ブロックコポリマーを水中で拡散すると、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する20～100ナノメートル（nm）（*4）サイズの球状の集合体であるミセルを形成します。このミセルの疎水性内核部分に薬物や生理活性物質を封入することができます。アミノ酸の種類や構造を化学的に変化させることで様々な化合物に対応が可能です。表面をPEGが覆うことで血液中での安定性を確保します。

ミセル化ナノ粒子を応用した医薬品開発の新薬開発上のメリットとしては、ミセル化ナノ粒子内からの薬物放出をコントロールすることで、副作用を引き起こす濃度以下に調整し安全性を高めるアプローチや、投与後の消失の速い薬物などの血中持続性を高めるアプローチ、腫瘍などへの薬物の移行量を増やすことで効果を高めるアプローチなどが期待できます。

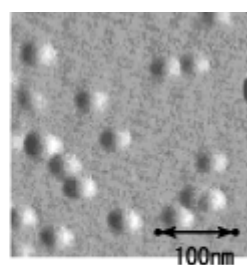
ミセル化ナノ粒子を利用した抗がん剤開発の患者に期待されるメリットとしては、患者の生存期間の延長やがん関連症状の緩和へつながる治療効果の増大、安全性の向上（＝副作用の軽減）、簡便な投与で通院治療が可能になるなどの負担軽減、日帰り治療の可能性などから医療費削減など、患者のQOL（*5）の向上を目指します。

<ミセル化ナノ粒子のサイズ> (当社作成)



<ミセル化ナノ粒子の一例>

(原子間力顕微鏡 (AFM) による)



出典:A. Harada and K. Kataoka,
Macromol. Symp. 172, 1-9(2001)

(3) 当社の事業展開

ビジネスモデルとその収益について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術の特許等の知的財産として所有しており、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進め、事業化を行っています。当社では、有用性（有効性、安全性）を向上させた、医療ニーズに応える新規医薬品の開発、提供を目指しており、パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、事業段階に応じた展開を図っております。

当社の現状のビジネスモデルは、ミセル化ナノ粒子技術を基盤とした()自社開発、()共同研究開発、()ライセンスアウトの3つの形態をとっております。それぞれの内容は以下の通りです。

() 自社開発

極力製品付加価値を上げてより大きい収入を確保するため、開発医薬品の上市もしくは臨床開発後期段階まで、可能な限り自社開発を推進する方針であり、ワールドワイドな臨床試験を当社主導により展開し、医薬品としての承認・上市を目指す計画です。

ただし、これには多額の費用と人員を要することから、共同開発先やライセンスアウト先の探索を行う一方、薬物候補の選択と合成、製剤、薬効に関する検討を行った後、非臨床試験及び臨床試験を行い、臨床試験で有用性を証明できた段階で下述()のライセンスアウトに移行していくことが適切な選択となります。

()共同研究開発

当社のミセル化ナノ粒子製剤技術に興味を示した提携先とミセル製剤化に関する共同研究契約を締結する場合もあります。

この場合、提携先又は開発可能な活性成分を当社のミセル化ナノ粒子技術に応用し、新規医薬品として開発を進めます。フィージビリティスタディ段階からさらに先に進め、共同研究開発契約やライセンスアウトに進展することを目指しております。

()ライセンスアウト

()の自社開発あるいは()の共同研究開発の事業形態においては、研究開発の経過段階で、ライセンスアウトを行います。この場合は、ライセンス契約時点までの知的財産権を含む研究開発成果及び製造権の実施許諾に対する契約一時金(アップフロント)、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン収入、医薬品上市後の販売高に対するロイヤリティ収入や製剤供給収入等が計上されることとなります。

ライセンス契約による提携は、当社が保有する特許権及びノウハウについての実施許諾、さらに当社が独占的な実施権を有する特許権の再実施許諾がベースとなります。ライセンス契約後の研究開発等の経費は提携先が負担することになり、当社の開発コスト及び開発リスクが軽減されます。

各ビジネスモデルの収益については、医薬品の上市まで自社開発を行い、自社販売を行った場合、当該製品の販売による収入が計上されることとなりますが、当社においてはその段階まで進んでいるパイプラインはありません。

共同研究開発の場合には、提携先からの研究開発に対する製剤技術及びノウハウの開示による対価並びにミセル原薬及び製剤の供給収入が計上されることとなり、当社においては複数のパイプラインで当該収入を得ております。

他社にライセンスアウトをする場合は、ライセンス契約時点までの研究開発成果に対する対価及び製剤の供給に対して提携時の契約一時金、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン、開発医薬品上市後の医薬品販売高に対するロイヤリティ等の収入が計上されることになり、当社においては契約一時金や臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を得ているパイプラインがあります。

当社では、開発医薬品の上市前に上述のような他社からの契約一時金収入、マイルストーン収入及び研究開発用の製剤供給に対する対価を得ることにより、開発医薬品上市前の研究開発費の負担を軽減し、財務面のリスクの極小化を図っております。

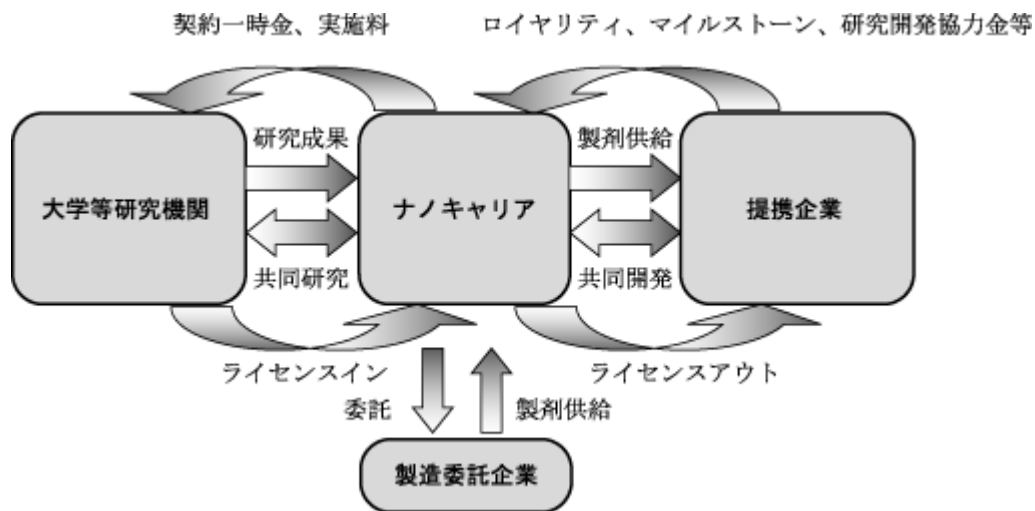
抗がん剤への特化について

抗がん剤の発見と開発の分野は製薬業界の研究開発の中でも最も活発な分野のひとつであり、近年開発が進められている新薬のなかでも、抗がん剤の占める割合は高いものの、未だ製品の改良や新規開発領域の残された分野でもあります。抗がん剤の中には、世界中の医療現場で汎用されながらも、薬物自体及び製剤化のために添加されている溶解剤による副作用が問題となっているものが多数あります。その中から当社は、タキサン系、白金系及びアントラサイクリン系の抗がん剤を選び、ミセル化ナノ粒子医薬品の開発を行っております。また、がん組織への選択性を高めるために、がん標的性のある抗体(*6)などをミセル化ナノ粒子の表面に結合させ、がん細胞への特異的な集積(アクティブターゲティング)(*7)を狙った次世代の抗がん剤を研究・開発しております。最近では、高分子化合物のsiRNA(*8)、あるいは各種サイトカイン(*9)などのタンパク質医薬品の開発を行っており、体内ですみやかに分解されてしまうという体内投与時の欠点を補うミセル製剤の開発を進めています。

また、ミセル化ナノ粒子技術を応用した化粧品開発を行い、自社販売を経て、アルピオン社との共同開発に基づき、同社より新規化粧品の販売を行っております。

研究機関及び提携企業との連携について

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、積極的に大学あるいは国公立研究機関から知的財産権のライセンスイン（独占的实施許諾権の獲得）及びこれら研究機関との共同研究を行っております。一方、上記のライセンスインをした知的財産権や共同研究の成果を提携企業に対してライセンスアウトする場合があります。また、これらの知的財産権や成果に基づき提携企業と共同開発を実施する場合があります。それらの提携関係は下図の通りです。



(当社作成)

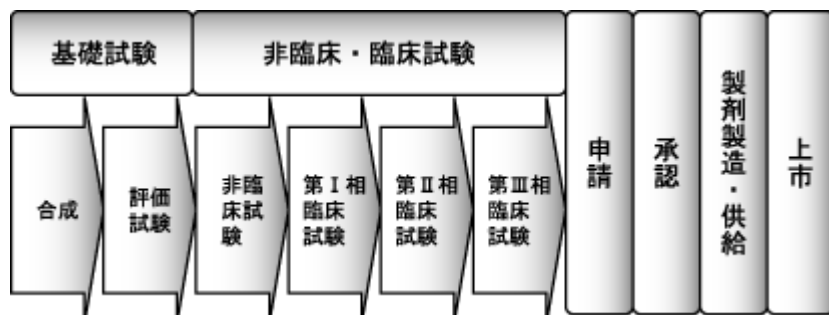
製造について

当社は自社開発医薬品、提携企業との共同開発医薬品にかかわらず、原則として当社が所有、又は独占的实施権を有する特許やノウハウを利用して製品（ミセル原薬及びその中間体、あるいは最終製剤）の製造を自社で行うことを目標としております。しかしながら、自社工場を所有することはその投資の大きさ、固定費の増加等から現状では現実的ではないと考えており、既に設備を保有し、GMP（*10）基準を満たしている医薬品受託企業との間で製品の製造委託契約を交わし、製品製造を委託しております。但し、委託製造といっても、全面的な委託ではなく、当社による原料供給、技術提供及び製造管理を行っており、原材料の受け入れから最終製品の品質保証まで当社が行っております。

医薬品開発の流れ

医薬品を研究・開発する標準的な段階は以下の通りであり、日本製薬工業協会資料を参考に表示しております。この開発段階は日米欧でほぼ共通となっております。

< 医薬品開発の流れ >



< 各事業ステージの内容 >

ステージ		内容
基礎試験	合成	目標とするミセル化ナノ粒子を形成するポリマーの合成、ミセル化ナノ粒子の製造及び製剤化
	評価試験 (<i>in vitro</i> ・ <i>in vivo</i>)	製剤の有効性及び安全性を試験管内などの人工的な条件下で確認する試験(<i>in vitro</i> 試験) 製剤の有効性及び毒性を動物を用いて予備的に確認する試験(<i>in vivo</i> 試験)
非臨床・臨床試験	非臨床試験	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
	臨床試験	以下の各相があります。 第Ⅰ相臨床試験(P)： 少数健康成人(但しがんの場合は患者)を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第Ⅱ相臨床試験(P)： 少数の患者を対象にして、有効性、安全性及び用法・用量を確認する試験 第Ⅲ相臨床試験(P)： 多数の患者を対象にして、標準治療との比較により有効性及び安全性を確認する試験
製造販売承認の申請・承認	新薬承認	各国の審査機関による新薬の審査・承認

当社の主要パイプラインについて

本書提出日現在、当社が研究開発を進めている主要パイプラインは以下のとおりであります。

() ナノプラチン[®] (NC-6004)

シスプラチンは、その有効性により各領域のがん化学療法の中心的薬剤となっています。その一方でシスプラチンの腎機能障害、神経障害や催吐作用が極めて強いため、がん患者にとって苦痛度が高く、さらに投与の際には長時間にわたる大量の輸液が必要なことから、患者の方々の生活の質（QOL）を著しく低下させています。

当社は、シスプラチンが持つこれらの副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新薬を目指し、ミセル化ナノ粒子（MediCelle[®]システム）を応用した新規化合物ナノプラチン[®]（NC-6004、シスプラチン誘導体ミセル）を開発しています。

() ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016)

オキサリプラチンは、世界的に大腸がんの標準的薬剤として成功を収めている抗がん剤ですが、「いつも手足がしびれるような感じ」がするというような末梢神経障害が現れることが知られており、治療中止の大きな要因になっています。

オキサリプラチンは生体内で抗がん活性のより強いダハプラチンに変換されますが、当社ではこのダハプラチンをミセル化ナノ粒子へ結合・封入（MediCelle[®]システム）することで、オキサリプラチンが持つ上述の副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新規の抗がん剤が開発できると考えています。

() エピルピシンミセル (NC-6300/K-912)

エピルピシンは、乳がん、卵巣がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及しているアントラサイクリン系抗がん剤ですが、投与を重ねると心臓疾患を引き起こすので、その使用が制限されています。

当社は、その副作用を軽減するために細胞内のpH変化にตอบสนองして薬物を効果的に放出するシステムを開発しています。細胞内に薬物が結合したミセル化ナノ粒子素材（ブロックコポリマー）が取り込まれる際に、エンドソームと呼ばれる細胞膜が陥没して形成される小胞に取り込まれると考えられています。エンドソーム内のpHは酸性であることが知られており、このpHの低下により薬物とブロックコポリマーの結合が外れて、薬物が放出される作用機序を利用し、時限的かつ急激に薬物をがん細胞内に放出する効果が期待されます。

() パクリタキセルミセル (NK105)

パクリタキセル（タキソール[®]）は乳がん、卵巣がん、肺がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及している抗がん剤ですが、水に溶けにくいいため、製剤化にはアルコールを基にした特殊な溶媒が使用されております。その溶媒による副作用が生じることがあり、投与時に副作用軽減のための補助薬剤（ステロイド剤、抗ヒスタミン剤及び抗潰瘍剤）を投与するなど医療現場での使いにくさがあります。当社はミセル化ナノ粒子技術（NanoCap[®]システム）を応用することにより、パクリタキセルを封入したミセル化ナノ粒子を開発しました。

(注) 「ナノプラチン[®]」、「MediCelle[®]」及び「NanoCap[®]」は当社の登録商標です。

次世代パイプライン候補について

上述の臨床開発段階にある主要パイプラインに続く次世代のパイプライン候補として、以下の研究開発を推進しております。

() ADCM (センサー結合型ミセル)

ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle) は、アクティブターゲティングを可能とする次世代型プラットフォーム技術で、世界的に開発が活発化している抗体医薬ADC (Antibody Drug Conjugate: 抗体薬物複合体) の課題を補う次世代型DDS技術です。標的細胞を狙ったターゲティング療法であるADCMは、がん細胞に現れる特異的な抗原を認識する抗体をミセル化ナノ粒子表面に結合し、標的細胞への選択性を高めることができます。抗体と薬物が結合した従来のミサイル療法より多くの薬物を標的細胞に届けることができるため、高い効果と副作用の軽減が期待されております。

() siRNAミセル

siRNAなどの核酸医薬は血中に投与すると直ちに代謝を受けて血中から速やかに消失し、十分な薬効を期待できず、医薬品として開発する場合は血中での安定化が必要不可欠となっております。当社では、siRNAなどの核酸医薬をミセル化ナノ粒子へ封入する技術（NanoFect®システム）で血中での安定化を図ります。また、がんや炎症部位に選択的に薬物を運ぶことで薬効を高めることが期待されます。

化粧品事業の展開について

当社は、コア技術であるミセル化ナノ粒子技術の医薬品事業以外への応用を目指しており、特に化粧品事業への展開を推進しております。アルピオン社と共同開発した美容液「エクラフチュール」は平成25年10月より販売を開始しており、その後も、同社との共同研究を継続し、美容液や育毛剤など新しい製品の事業化を目指して研究開発を行っております。また、化粧品事業の進展を踏まえ、平成27年1月より化粧品事業部を創設し、組織及び人材面での拡充を図っております。

用語解説

(* 1) 薬物キャリア

薬物を封入するなどして、組織へ送達するためのシステムであり、薬物運搬体とも呼ばれます。当社のミセル化ナノ粒子や、リボソームなどが含まれます。

(* 2) 高分子ミセル

高分子ミセルとは、水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分を持つブロックコポリマーから形成される球状構造体のことです。水にも油にも溶ける両親媒性ブロックコポリマーを水に溶かすと、ある濃度範囲で外側に水に溶けやすい部分、また内側に水に溶けにくい部分を向けて自己会合し、明確な内核と外殻の二重構造を持つ球状構造体を形成します。この球状構造体を高分子ミセルといいます。

(* 3) ポリマー

ポリマーとは、1種類の単位化合物の分子が共有結合して、分子量が1万程度以上の化合物のことです。代表的なポリマーとしてはプラスチック類が挙げられます。医薬品として使われるポリマーは、生体内で分解される性質を有するものが多く存在します。

ブロックコポリマーとは、2種類以上の異なるポリマーが結合したものであり、当社のポリマーは、水に溶けやすい親水性部分がポリエチレングリコール、水に溶けにくい疎水性部分がポリアミノ酸からなるブロックコポリマーです。

(* 4) ナノメートル (nm)

1ナノメートルは10億分の1メートルに相当します。

(* 5) QOL

Quality Of Lifeの略語で、主に患者の「生活の質、人生の質」を意味する言葉です。医療提供者が患者への治療効果を判定する際に、患者の人生の充実感や満足度から評価しようという考え方のことを言います。

(* 6) 抗体

抗体は、細菌やウイルスなどの抗原（免疫を誘発する物質）の刺激の結果、免疫反応によって生体内に誘導されるタンパク質で、抗原と特異的に結合する活性を持つものの総称です。

(* 7) アクティブターゲティング

アクティブターゲティングとは、例えば、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質をミセル化ナノ粒子の表面に付けることで効率よく、積極的にがん細胞へ薬物を入れたミセル化ナノ粒子を送り届けることをいいます。センサーのような働きをする物質には抗体のような物質を使うことができます。

(* 8) siRNA

siRNAとは、標的となる遺伝子の一部と同じ配列を有する短い二本鎖RNAのことで、遺伝子の働きを強力に抑制する特徴を有しています。がんなどの疾患では、疾患に関係する遺伝子が過剰に働くことが原因とされているものが多いため、標的遺伝子を強力に抑制することができるsiRNAは、次世代の核酸医薬として、近年特に期待が高まっています。

(* 9) サイトカイン

サイトカインとは、体の中の細胞から放出される、体の機能を制御するタンパク質の総称です。免疫機能、抗腫瘍作用、造血機能などを制御する機能を有するものが知られています。

(* 10) GMP

ICH（日・米・EUの3極間で、新医薬品の製造承認に際して要求される資料を共通化することによって、医薬品開発の迅速化・効率化を目指す会議）によって協議・合意決定された取り決め事項を「ICHガイドライン」と呼び、日米EUでの医薬品開発におけるガイドラインとしての役目を果たします。ICHガイドラインは以下のような構成となっており、GMPはその一部です。

GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造販売承認申請などのために行われる安全性に関する非臨床試験データについて、信頼性を高めるための試験実施上の基準。
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	人を対象とした臨床試験（治験）が倫理的な配慮のもとに適正かつ科学的に実施されることを目的として定められた基準。
GMP (Good Manufacturing Practice)	製造管理 / 品質管理の基準	製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般にわたって、医薬品の製造を行う者が守るべき要件を定めた基準。
GPMS (Good Post Marketing Surveillance Practice)	市販後の調査基準	市販後調査の適切な実施と調査資料の信頼性の確保を図り、医薬品の適正使用の確保を目的として定められた基準。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48(12)	44.0	4.5	6,894

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は医薬事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載を省略しております。
4. 従業員数が前事業年度に比べ8人増加しておりますが、これは研究開発の進捗や管理部門の強化などに伴い、人員を増強したことによるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におきましては、政府の経済政策及び日銀の大幅な金融緩和による株価の上昇を背景に、企業業績や雇用環境にも改善傾向が見られ、景気は緩やかな回復基調を辿りました。その一方で、消費税増税の影響や円安による物価上昇などの影響により個人消費は伸び悩み、先行きの不透明な状況も続いております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。

(主要パイプラインの進捗状況)

4つの主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

ナノプラチン[®] (NC-6004) につきましては、自社開発製品第一号として自社及びライセンス先との共同開発によりグローバル開発を推進しております。アジア地域（日本、中国、インドを除き、オセアニアを含む）においては、ライセンス先であるOEP社と共に、台湾、香港、シンガポール及び韓国で、転移性及び進行性膵がんを対象に第相臨床試験を実施しております。日本及び米国においては自社開発を推進しており、日本では固形がんを対象にした第相臨床試験がほぼ終了致しました。また米国では、非小細胞肺癌を対象とする第 b/ 相臨床試験がテキサス大学MDアンダーソンがんセンターを含む複数の施設で進行中であり、患者への治験薬投与が進められております。

ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) につきましては、プラチナ製剤第二弾として、自社開発により米国において固形がんを対象にした第相臨床試験を実施しており、テキサス大学MDアンダーソンがんセンターで患者への治験薬投与が進められております。

エピルピシンミセル (NC-6300/K-912) につきましては、全世界を対象にしたライセンス及び共同開発契約を締結している興和株式会社と共に、日本において固形がんを対象にした第相臨床試験が行われており、患者への治験薬投与が進められております。

バクリタキセルミセル (NK105) につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社が、転移・再発乳がんを適用対象にした第相臨床試験（国際共同試験）を進めております。

< 開発パイプラインの状況 >

品目	対象疾患	ステージ	地域	状況	開発形態/ 企業	
NC-6004	膵がん	Phase	アジア	台湾	患者投与中	ライセンス 及び共同開 発/ Orient Europharma (OEP社)
			シンガポール	患者投与中		
			香港	患者投与中		
			韓国	患者投与中		
	肺がん	Phase b/	米国	患者投与中	自社開発	
	固形がん	Phase	日本	ほぼ終了	自社開発	
NC-4016	固形がん	Phase	米国	患者投与中	自社開発	
NC-6300 /K-912	固形がん	Phase	日本	患者投与中	ライセンス 及び共同開 発/興和	
NK105	乳がん	Phase	日本・アジア	平成27年度 NDA申請を予定	ライセンス アウト/ 日本化薬	

平成27年5月12日に对外発表された日本化薬の資料から

(新規開発パイプラインの進捗状況)

新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM (Antibody/Drug-Conjugated Micelle)」を用いて次世代型医薬品の開発を推進しております。ADCMは、ADC (Antibody Drug Conjugate: 抗体薬物複合体) の新しい概念となり得るアクティブ・ターゲティング技術であり、抗体医薬品の応用範囲を向上させることが可能です。当社は、ADCMを応用することで、医薬品候補物質のリプロファイルを進め、病変部位へのターゲット性能向上や副作用軽減などによる治療域拡大を目指し開発を推進してまいります。エーザイ株式会社より導入したE7974に次世代型ADCM技術を適用することにより、癌細胞へのターゲティング性能を高め、毒性を軽減することで治療域を拡大する新規医薬品の開発を進めており、ヒトでの臨床試験開始に向けて準備を進めております。

また低分子医薬品に加え、更に副作用が少ないとされているsiRNAなどの核酸や、タンパク質医薬品などの高分子医薬品に対するミセル化ナノ粒子技術の応用にも取り組んでおります。核酸やタンパク質などの高分子医薬品は、体内に投与されると速やかに分解され、十分な薬効を発揮できないという問題点を抱えており、この問題点を解決するため、世界的にも新しいキャリア・システムの開発が期待されております。当社は、独自の核酸のデリバリー技術「NanoFect[®]」を確立し、さらに上記ADCMを付加したActive型NanoFect[®]を用いることでターゲット機能を上げ、高分子医薬品の細胞内への侵入と薬物放出コントロールを可能にし、薬効を発揮することができる次世代型DDS医薬品の開発を進めております。中外製薬株式会社との間では、当社の核酸デリバリー技術 (Active型NanoFect[®]) を基に、これまでにないファースト・イン・クラスのsiRNA医薬品開発を目指し、共同研究開発を推進します。

さらに、国内外の製薬・バイオ企業や大学・研究機関等との共同研究開発プロジェクトについても積極的に取り組んでおります。

(化粧品事業の状況)

化粧品事業につきましては、アルピオン社が販売する美容液エクラフチュールの原材料であるナノセスタの出荷が堅調に推移しております。そして同社とは、新たな美容液や育毛剤などの新製品の共同開発とその共同事業化を進めております。そのような化粧品事業の拡大を見据え、当社は、平成27年1月より化粧品事業部を創設し、事業の推進体制を強化しております。

(事業開発等の状況)

事業開発活動におきましては、平成26年6月に、エーザイ株式会社所有の新規医薬品候補「E7974」の開発、販売等に関する独占ライセンス契約を締結しました。当社は、E7974にADCM技術を適用した抗体結合型E7974含有ミセル化製剤を次世代のパイプライン候補として、臨床試験実施を視野に入れた研究開発を進めております。また平成27年2月に中外製薬株式会社との間で、同社が選択したsiRNA及び抗体に当社のactive型NanoFect[®]技術を適用し、ファースト・イン・クラスの抗体結合型siRNA含有ミセル化製剤を開発することを目指した共同研究を行うことに合意し、共同研究契約を締結致しました。そして同社との信頼・協力関係を一層強固なものとし提携内容の拡充を図るため、同社に対して第三者割当による新株式発行を行い、499,989千円を調達しております。

以上の結果、当事業年度は、契約収入、治験薬供給収入及び化粧品材料供給収入等により売上高は675,801千円 (前事業年度比43.1%増)、営業損失は1,108,227千円 (前事業年度営業損失1,123,045千円)、外国為替相場の変動による主に外貨建て預金の評価替えにより生じた為替差益919,044千円、主に外貨建て定期預金にかかる受取利息28,405千円等により経常損失は171,274千円 (前事業年度経常損失1,094,935千円) となり、固定資産の減損処理等による減損損失33,694千円を計上した結果、当期純損失は207,156千円 (前事業年度当期純損失1,113,687千円) となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物 (以下「資金」) は、前事業年度末に比べ2,981百万円減少し2,052百万円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税引前当期純損失205百万円に、為替差益919百万円、売上債権の増加額209百万円、たな卸資産の減少額151百万円等の調整がされた結果、1,120百万円の支出(前事業年度は1,086百万円の支出)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,562百万円の支出(前事業年度は7,059百万円の支出)となりました。投資活動は、定期預金の預入による支出8,700百万円、定期預金の払戻による収入6,417百万円、有形固定資産の取得による支出159百万円を計上したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に第三者割当増資に伴う新株式発行により、504百万円の収入(前事業年度は9,581百万円の収入)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次の通りであります。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
販売高(千円)	前年同期比(%)
675,801	143.1

(注) 1. 主要な輸出先並びに輸出販売高及び割合は、次の通りであります。
 なお、()内は総販売実績に対する輸出販売高の割合であります。

輸出先	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
アジア	195,322	100.0	206,901	100.0
合計	195,322 (41.4%)	100.0	206,901 (30.6%)	100.0

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Orient Europharma Co., Ltd.	195,322	41.4	206,901	30.6
興和株式会社	100,000	21.2	193,800	28.7
株式会社アルピオン	130,062	27.5	162,487	24.0
中外製薬株式会社	-	-	100,000	14.8

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、対処すべき課題を以下のように考えております。

(1) 自社開発の加速化及び適応症の拡大

開発の進捗を自らコントロールし、計画的に開発を進めることができる自社開発戦略を進め、それぞれの製品が持つ製品価値の最大化を実現します。主要パイプラインのうち、ナノプラチン[®]（NC-6004）及びダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）につき、早期の承認・上市を実現することが当社の企業価値を最大限に高めるという認識の下、これらの臨床開発を独力で加速化します。さらに、将来における申請及び承認を視野に入れ、適応症の選択性を拡大し、早期承認の可能性が高いと判断される適応症に絞り込んで臨床試験を推進することにより、治験期間の短縮と承認確率の向上を目指します。

(2) 開発パイプラインの拡充

次世代型ADCM技術や、核酸デリバリー技術（Active型NanoFect[®]）等を用いた研究開発を迅速化し、その成果を主要パイプラインに引き上げ、パイプラインの拡充を図るとともに、これら技術の蓄積と応用により、他のバイオ・製薬企業とのアライアンスを加速します。

(3) ネットワーク活用と提携拡大

主要パイプラインに続く製品の開発を推進し、ライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の開拓を引き続き継続します。提携先の開拓に当たっては、国内外の幅広いネットワークを活用し、製薬企業等との提携、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得を進めるとともに、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収等も視野に入れ、事業・商品ポートフォリオの拡充を目指します。

(4) ライフサイクルマネジメントと特許戦略の強化

優良製薬企業等とのネットワーキングを構築し、各社の既存製品や新薬候補薬物のライフサイクルマネジメントに貢献できるビジネスモデルを構築します。また、特許戦略を構築・推進し、製品のライフサイクルマネジメント戦略に活用します。

(5) 技術力の最良化と技術の囲い込み

大学・研究機関との共同研究や他企業との提携により、自社の基盤技術力の最適化・最良化を進めるとともに、競争力の根源となる中核的な機能・分野を独自のノウハウとして創成し、収入源を確保します。

(6) 技術の応用範囲の拡大

医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において早期の新製品開発を実現することにより、安定した収入源の確保を目指します。

(7) 選択と集中、アウトソーシングの活用

研究開発プロジェクトの推進においては絶えず技術・事業性の観点からプロジェクトの優先順位付けを行い、大学、研究機関及び外部受託機関との連携・提携を有効活用します。

(8) 財務安定性の確保

当社は継続的に研究開発投資を行っており、研究開発テーマによっては多額の投資が見込まれる場合もあります。投資資金の確保につきましては、事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行いながら、効率的かつ効果的な手法による資金調達を行うことにより、財務安定性を確保していきます。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しています。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

また、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 会社の事業内容について

(1) 現在の事業内容

提携候補先とのライセンス契約の締結について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術の特許等の知的財産として所有しており、有用性（有効性、安全性）を向上させた医療ニーズに応える新規医薬品を提供すべく、ナノテクノロジーを応用した製剤技術を基盤に創薬の研究開発を進めております。各パイプラインの研究開発を進めて製品化に到達するために、当社は事業段階に応じた展開を図っており、現状のビジネスモデルは、()自社開発、()共同研究開発、()ライセンスアウトの3パターンとなっています。

上記のビジネスモデルのうち、()共同研究開発及び()ライセンスアウトに関しては、事業展開上、各パイプラインにおける提携候補先との共同研究開発契約、若しくはライセンス契約の締結時期及び条件は、当社の事業計画に重大な影響を及ぼすこととなります。また、契約を想定通りに締結できなかった場合や想定通りに契約を締結できた場合であっても提携先とのその後の方針の不一致等により共同研究開発契約等が解消された場合にも、経営成績及び財政状態並びに開発計画等に重大な影響を与えることとなります。

既存の化合物を利用することによる医薬品開発のリスク低減について

当社が取り組むプロジェクトの主たるものは、既に薬効が確認されている化合物をベースにミセル化ナノ粒子技術と融合させ、新剤型医薬品、あるいは新有効成分としていることから、当社では、全く新規（この世の中に存在していなかった）の構造を有する化合物に比して、医薬品とするための開発リスクが低く、成功確率が高いと考えております。

しかし、長期の開発期間中に管轄当局の規制方針の変更などにより、開発リスクや成功確率が当社の想定通りの水準におさまるとは断定できず、当社の想定以上に開発リスクが高くなった場合、あるいは成功確率が低くなった場合には、当社の事業展開に支障を及ぼすこととなります。

パイプラインの拡充について

当社は、薬物と当社のポリマーを結合させて新有効成分とする研究開発の過程で生じる新しい発明の特許出願を行い、排他性を確保することが重要になります。当社ではこれらの特許等に裏付けられた技術をベースにパイプラインを増やしていく必要があると考えています。しかし、想定通りに特許等に裏付けられたパイプラインを増やしていけるかどうかは不確定であり、また、各パイプラインの研究開発を想定通りに進めていけるという保証もありません。想定通りにパイプラインを増やせなかった場合、あるいは各パイプラインの研究開発が想定通りに進められなかった場合、当社の事業展開は悪影響を受けることとなります。

医薬品の申請区分に関する評価について

当社は既存化合物だけではなく、新薬についても当社技術と融合して新有効成分とする医薬品の開発を目指しており、申請区分については、当社開発中の製品のほとんどが新規化合物になると考えております。しかしながら、実際に想定通りの評価が得られるとは限らず、管轄当局より、当社想定通りの評価を得られなかった場合、当社の事業展開は影響を受ける可能性があります。

(2) 当社の医薬品の開発状況について

当社のパイプラインについて

当社には、現在まで上市された承認済の医薬品はありません。ナノプラチン[®] (NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016)、エピルピシンミセル (NC-6300/K-912) 及びパクリタキセルミセル (NK105) の4品目が臨床開発段階にあり、この他基礎研究中の新規開発パイプラインがあります。当社のパイプラインは全て、未だ研究開発途中であり、将来、医薬品として上市される保証はなく、臨床試験段階における重篤事象の発生等による開発中止の可能性や、開発遅延の可能性もあります。また、平成23年3月にDebiopharm S.A. (スイス)とのライセンス契約が終了したことによりダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の臨床試験が中断されましたが、同様に当社が他の提携先との契約を解消した場合は、当社の研究開発活動に遅延が生じることで、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、先行して臨床開発段階に入っている上記パイプラインの承認の可否は、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、日本及び海外の両地域で展開予定のパイプラインについては、先行地域の臨床開発が遅延した場合、後続地域の臨床開発遅延につながる可能性もあり、当社の事業計画の進捗に影響を及ぼすおそれがあります。

また、当社パイプラインが将来医薬品として上市されたとしても、当該医薬品が市場から受け入れられる保証はなく、各国における医薬品承認制度や知的財産制度等の影響を受ける可能性もあるため、当該医薬品が当社の想定通り製造及び販売される保証はありません。

第三者への依存について

当社は、当社が開発する医薬品の臨床試験については、開発業務受託機関にその実施を委託しており、また、臨床試験に用いる治験薬については、医薬品製造受託機関等にその製造を委託しております。開発業務受託機関又は医薬品製造受託機関等がこれらに課せられる各種規制等を遵守できない場合、当社と開発業務受託機関又は医薬品製造受託機関等との契約が終了し、当社が別の開発業務受託機関又は医薬品製造受託機関等と当社が望む条件で契約を締結できない場合等において、当社の想定通り臨床試験が進まない可能性があります。また、上市後の医薬品の製造についても、医薬品製造受託機関等との関係では、上記の要因による影響を受ける可能性があります。

また、上市後の医薬品の販売等について当社は第三者に販売権をライセンスし、ロイヤリティ収入を得ることを想定しておりますが、かかる第三者とライセンス契約を締結できる保証はありません。また、第三者との間で販売にかかるライセンス契約を締結できない場合には、当該医薬品の販売等を自社で行う必要がありますが、この場合には、自社販売体制の構築等に想定外の費用が発生し、想定通りに販売が進まない可能性があります。

(3) 今後の事業の見通しについて

当社は早期の新薬の製造販売承認を目指して研究開発を進めておりますが、新薬の開発には長期にわたり多額の研究開発投資を要します。平成25年10月に実施した公募増資等により当面の研究開発資金の確保に目処はつきましたが、研究開発が計画通り進捗する保証はありません。研究開発が計画通りに進捗しない場合、新薬の製造販売承認の時期も不確定となるため、計画通りに新薬の製造及び販売が行われる保証はありません。

なお、製造販売承認が得られなければ開発コストを回収できないこととなり、また製造販売承認が得られても、当社の事業計画上の目標売上を達成できない可能性もあります。

(4) 特定の取引先への依存について

特定の販売先への依存について

当社の主な販売先は、「2 生産、受注及び販売の状況 (3) 販売実績」に記載のとおりであり、Orient Europharma Co., Ltd.、興和株式会社、株式会社アルピオン等が挙げられますが、これらの会社が今後、当社との取引を継続的に行う保証はありません。よってこれらの会社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化又は事業活動の停止などにより、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

特定の仕入先への依存について

当社の原料及び研究用試薬の主な調達先は、長瀬産業株式会社、日油株式会社、家田ケミカル株式会社等が挙げられますが、これらの会社が当社との取引を今後も継続的に行う保証はありません。よってこれらの会社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化又は事業活動の停止などにより、当社の研究開発活動に遅延が生じ、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

(5) 経営成績及び財政状態について

当社は平成8年6月14日の設立以降一貫して医薬品の開発を目指した研究開発活動を行っており、現在まで毎期研究開発費を中心とした費用が収益を上回り、当期純損失を計上する状態が続いています。また営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスの状況が続いています。

現時点における当社の収益は、当社が第三者と締結した共同研究開発契約及びライセンス契約に基づく契約一時金及びマイルストーン収入に依存しており、今後提携候補先とこれらの契約を締結できない場合や契約の相手先がこれらの契約に定められたマイルストーンを達成できなかった場合には、契約一時金の支払いやマイルストーン収入を受けられない場合があります。このような場合には、当社の純損失が想定よりも拡大する場合があります。

(6) マイナスの繰越利益剰余金が計上されていることについて

当社は研究開発型のベンチャー企業であり、臨床段階にあるパイプラインが上市し、ロイヤリティ収入等の安定した収益を受ける体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため連続して当期純損失を計上しており、当事業年度末において、マイナスの繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、パイプラインを計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を計上できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(7) 資金繰りについて

当社は研究開発型企業として、自社研究や大学等との共同研究開発等を行っておりますが、多額の研究開発資金を必要とします。そのため、事業計画が計画通りに進展しない等の理由から想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社の資金繰りの状況によっては事業存続に多大な影響を与える可能性があります。

(8) 税務上の繰越欠損金について

当社には税務上の繰越欠損金が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限も設けられております。よって計画通りに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画通り利用できないこととなるため、通常の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(9) 競合について

当社はミセル化ナノ粒子技術をコアとして、現時点では抗がん剤に特化した医薬品開発を実施しております。抗がん剤を含めた新規医薬品の市場は国内外を問わないことから、日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあります。タキソール系のバクリタキセル、あるいはシスプラチンなどの白金系抗がん剤をリポソーム化した新規製剤や、類似の薬物を用いた経口剤がいくつか開発されており、当社の開発品目にとって、これらは競合する可能性があると考えます。当社としては、早期の新薬開発、発売を目指しておりますが、他社が同様の効果や、より安全性のある製品を当社より先に販売した場合や、当社製品の販売後にこれを上回る製品が販売された場合、当社が新製品を発売しても期待通りの収益をあげることができない可能性があります。

2. 経営上の重要な契約等

当社のビジネス展開上、重要と思われる契約の内容については、「5 経営上の重要な契約等」に記載の通りであります。当社事業計画はこれらの契約に基づく収入等を前提に策定しているため、これら重要な契約の破棄が行われた場合、当社にとって不利な契約変更が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 当社の組織体制について

(1) 人材の確保について

当社の競争力の核は研究開発力にあるため、専門性の高い研究者の確保が不可欠であります。また、事業拡大を支えるために、事業開発、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社は、優秀な人材の確保、及び社内人材の教育に努めていきますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画通りに進まない場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は小規模組織であり、研究開発体制及び社内管理体制も、この規模に応じたものとなっております。

そしてこのように限られた人材の中でも業務遂行体制の充実に努めておりますが、限られた人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が大量に退職した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

一方、急激な規模拡大は、固定費の増加につながり、当社の業績に影響を与えるおそれがあります。

(3) 特定人物への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長CEOである中富一郎であります。中富は当社の経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の推進において、当社の最高責任者として影響力を有しております。このため当社は中富に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、中富が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

(4) アドバイザー及び顧問について

当社は社外の研究者とアドバイザー契約又は顧問契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。

アドバイザー契約及び顧問契約は単年度ごとの契約になっておりますため、何らかの理由で契約の更新ができなかった場合等、契約を継続できなくなった場合には、当社の研究開発に影響を及ぼす可能性があります。

(5) M&Aについて

当社は、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収などを事業戦略の1つとしておりますが、かかる投資・買収が成功裏に完了する保証はありません。

4. 知的財産権について

(1) 当社の特許戦略について

当社は、特許によって他社に対して優位性をもち、他方、他社の権利を尊重しつつ自社の権利行使を推し進めます。

当社が現状臨床開発を推進しているパイプラインは、当社が保有又は当社が他者からライセンスインをしている特許権若しくは特許出願を基礎とするものであり、これらの特許は医薬品市場の大きい米国、ヨーロッパ、日本及びアジアを中心に出願されております。

しかしながら、当社が保有及びライセンスインをしている現在出願中の特許が全て成立するとは限らず、また、当社が事業活動を行う全ての地域又は競合相手が存在する全ての地域において特許を出願しているわけではありません。また、特許が成立しても、当社の研究開発を超える優れた研究開発により当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は、常に存在しております。さらに、当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合や成立した特許権が事後的に取り消されたような場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の展開する主要パイプライン及び新規開発パイプラインに関して、必要な他者所有の特許については、ライセンスインをしております。

さらに、当社の今後の事業展開の中でライセンスインする必要のある特許が生じ、そのライセンスインができなかった場合や、多額の実施料の支払いが必要になった場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権に関する訴訟、クレームについて

当事業年度末日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、他者が当社と同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後も当社が他者の特許に抵触するような問題が発生しないという保証はありません。

当社としては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては当社及び特許事務所等を通じた特許調査を実施しており、当社技術が他者の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社のような研究開発型企業にとって、このような知的財産権の侵害に関する問題の発生を完全に回避することは困難であり、第三者との間で特許権に関する紛争が生じた場合又は当社が共同研究開発の相手方と第三者の紛争に巻き込まれた場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5. 製造物責任のリスクについて

医薬品の開発及び製造には、製造物責任のリスクが内在しています。将来、開発したいずれかの医薬品が健康障害を引き起こし、又は臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合、当社は製造物責任を負うこととなり、当社の業務及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、たとえ当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社及び当社の医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

6. 法規制について

当社は、現在医薬品の研究開発を行っておりますが、今後研究開発の成果に基づき医薬品の製造を行うことを目指しています。この場合、日本においては、医薬品医療機器等法その他の関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、これらの製造販売には所轄官公庁の承認又は許可が必要となります。

今後、開発の進捗に伴い、適宜承認・許可を取得する必要があります。また、国外においても各国で類似の法律や関連法規の規制を受けることになります。

また、当社のパイプラインについては、開発、製造、販売などにつき各国における健康保険制度に関する法規制及び患者のプライバシーに関する規制その他の規制に服することとなります。

7. 主要な事業活動の前提となる事項について

主要パイプラインに係るライセンス契約

大学等からの知的財産権のライセンスインについて

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、積極的に大学及び研究機関から知的財産権のライセンスインを行っており、特に主要なパイプラインに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾契約書	株式会社東京大学TL0 (平成13年1月26日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (2) 技術導入契約 実施許諾契約書」をご参照ください。
実施許諾契約書	株式会社東京大学TL0 (平成16年5月19日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (2) 技術導入契約 実施許諾契約書 及び覚書」をご参照ください。
覚書	国立大学法人東京大学及び株式会社 東京大学TL0 (平成18年3月31日)	

提携先へのライセンスアウトについて

当社は、医薬開発品上市前の研究開発費の負担を軽減し、当社の財務面のリスクの極小化を図るため、() 自社開発、() 共同研究開発、() ライセンスアウトの3パターンのビジネスモデルで研究開発を進めており、現時点でライセンスアウト中の3パイプライン（パクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチン[®]（NC-6004）及びエピルピシンミセル（NC-6300/K-912））があります。下記のライセンス契約に関しては、いずれも当事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾基本契約	日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 実施許諾基本契約」をご参照ください。
EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology	Orient Europharma Co., Ltd. (平成24年11月7日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology」をご参照ください。
NC-6300ライセンス及び共同開発 に関する契約	興和株式会社 (平成23年9月26日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 NC-6300ライセンス及び共 同開発に関する契約」をご参照ください。

8. 配当政策について

当社は創業以降、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。

9. ストック・オプションを含む新株予約権の発行について

当社はストック・オプション制度を採用しており、平成27年3月31日現在でストック・オプションとして発行している新株予約権は609,000株相当（既行使分を除く）であります。この潜在株式数と平成27年3月31日現在の発行済株式数42,606,858株とを合計した株式数（43,215,858株）に対し1.41%となり、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

なお、当社は、今後も優秀な人材確保のためにストック・オプション制度を継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後新株予約権が付与され、権利行使された場合には、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

10. 為替差損等について

当社は、欧米において臨床試験を行っておりますが、臨床試験に要する費用の支払いについては、主として外貨によって行っており、またそれらの支払いに備えて外貨建て預金を保有しております。また、当社の売上高の一部は外貨により計上される場合があります。従いまして、為替相場の変動は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導出契約

実施許諾基本契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	平成14年3月31日から、 日本化薬株式会社がバク リタキセル含有ポリマー ミセル(以下「本ミセル」 という。)又は本ミセル 化成分を含有する医薬 品製剤(以下「本医薬 品製剤」という。)の研 究、開発、製造または販 売を行っている間。	当社は、日本化薬株式会社に対し、日本及びアジアにおい て、本ミセル及び本医薬品製剤を研究、開発、製造、使用 及び販売する独占の実施権(再実施許諾権付)を日本化薬 株式会社に許諾し、その他の地域において、本医薬品製剤 を販売する非独占の実施権を許諾する。 本ミセル及び本医薬品製剤の開発は日本化薬株式会社が実 施し、当社は同社より、契約一時金及び開発ステージに応 じたマイルストーンの支払いを受ける。 製品の上市後、日本化薬株式会社は、当社に対し、正味販 売高に一定率を乗じたロイヤリティを支払う。ロイヤリ ティは、当社の工業所有権のすべてが消滅した時、又は本 医薬品製剤を最初に上市した日から10年のいずれか遅い日 まで支払われる。

EXTENDED LICENSE AGREEMENT for NC-6004 Technology

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Orient Europharma Co.,Ltd. (平成24年11月7日)	平成24年11月7日(本契 約締結日)より、NC- 6004の開発、製造又は販 売を行っている間。	当社はOrient Europharma Co.,Ltd.(OEP社)に対し、ア ジア地域(日本、中国、インドを除き、オセアニアを含 む。以下同じ)を対象とするナノプラチン [®] (NC-6004)の 開発及び販売権に加え、ミセル原薬及び最終製剤に関する 全世界における非独占的製造権を付与する。 アジア地域におけるNC-6004の開発に関しては、OEP社が 主体となり、当社は共同開発の立場で協力する。開発費用 についてはOEP社が負担する。 OEP社は、非独占製造権に対する対価として、開発、販売 の段階に応じて当社に対し、最大で総額8億円のマイルス トーンを支払うほか、販売数量に応じたロイヤリティの支 払いを行う。 また、当社は製造に必要な原料の供給を行い、OEP社はこ の対価を支払う。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学、 株式会社東京大学TL0及 び日油株式会社 (平成21年12月8日)	平成21年12月8日から、 対象特許の全てが効力を 失う日まで。	当社は、国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0 から独占の実施権を許諾された「静電結合型ミセル薬剤担 体とその薬剤」他4発明につき、内包物及び地域を限定し て遺伝子治療分野における再実施を日油株式会社に許諾す る。 日油株式会社は、再実施権の対価として、株式会社東京大 学TL0及び当社に対してそれぞれ、一定額の一時金及び、 正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を支払う。 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TL0、当社及び 日油株式会社が別途合意した場合、契約の全部又は一部を 解約又は変更することができる。

NC-6300ライセンス及び共同開発に関する契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
興和株式会社 (平成23年9月26日)	契約締結日より30年間または本契約に基づくロイヤリティの最終支払義務が終了するまで。	当社は、本契約により興和株式会社にエピルピシンミセル(NC-6300)製剤の全世界における販売及び製造を許諾する。 興和株式会社は実施許諾の対価として、契約締結時及び開発の各段階において、最大で総額24億円の契約一時金及びマイルストーンを当社に支払う。 当社はエピルピシン結合ポリマーの供給を行い、また、当該製剤の上市後は、販売額に一定料率を乗じた継続的実施料を受け取る。

(2) 技術導入契約

実施許諾契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社先端科学技術インキュベーションセンター(現:株式会社東京大学TL0) (平成13年1月26日)	平成13年1月26日から、対象特許が消滅するまで。	株式会社東京大学TL0は、株式会社東京大学TL0が所有する特許「シスプラチン内包高分子ミセル」について、日本国内及び当社が希望する外国において、シスプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。 当社は、実施権の対価として、一時金及び当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を株式会社東京大学TL0に支払う。 株式会社東京大学TL0、又は当社は60日間の予告期間において相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

実施許諾契約書及び覚書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TL0 (平成16年5月19日)	平成16年5月19日から、対象特許が効力を失う日まで。	株式会社東京大学TL0は、株式会社東京大学TL0の所有する特許「ジアミノシクロヘキサン白金(II)とポリ(カルボン酸)セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、その抗腫瘍剤」について、日本国内及び当社が希望する外国において、ダハプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売及び使用することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。 当社は契約一時金を株式会社東京大学TL0に支払う。 株式会社東京大学TL0又は当社は60日間の予告期間において相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0 (平成18年3月31日)	平成16年5月19日から対象特許が効力を失う日まで。	当社は、実施権の対価として、当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた額又は当社が再実施権者から得た実施料に一定料率を乗じた額の何れか低い実施料を株式会社東京大学TL0に支払う。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TL0 (平成18年7月31日)	平成18年7月31日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	<p>株式会社東京大学TL0は、株式会社東京大学TL0の所有する「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」に関する特許権及び特許出願について、日本、米国、カナダ、欧州、豪州、韓国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TL0と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、実施権の対価として、一時金及び当社の新株予約権を付与する。また、当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を株式会社東京大学TL0に支払う。</p> <p>株式会社東京大学TL0及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。</p>
株式会社東京大学TL0 (平成20年4月1日)	平成20年4月1日から、 対象特許及び上記「静電 結合型高分子ミセル薬物 担体とその薬剤」の両方 が効力を失う日まで。	<p>株式会社東京大学TL0は、株式会社東京大学TL0が実施許諾権を有する「核酸用ミセル」に関して、日本国及び当社が希望する国における再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TL0と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、契約一時金並びに、本件特許を実施した場合の対価として、当社が実施した場合は当社の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を株式会社東京大学TL0に支払う。</p> <p>それぞれの許諾地域において、上記の特許権及び特許出願「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」が有効に存続している場合には、当該特許権及び特許出願の実施料は、本契約の に記載の実施料に含まれるものとする。</p> <p>株式会社東京大学TL0及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。又、当社が実施権を不要と判断し、契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、解約することができる。</p>

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成19年2月15日)	平成19年2月15日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	<p>国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「pH応答性高分子ミセルの調製に用いる新規ブロック共重合体及びその製造法」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、実施権の対価として、一時金及び正味販売額に一定の料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。</p> <p>国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。</p>

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成21年5月22日)	平成21年5月22日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	<p>国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「カチオン性のポリアミノ酸及びその使用」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、実施権の対価として、一時金及び正味販売額に一定料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定料率を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。</p> <p>国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合、又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。</p>

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0 (平成21年12月8日)	平成21年12月8日から、対象特許の全てが効力を失う日まで。	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0は、その所有する特許「静電結合型ミセル薬剤担体とその薬剤」他1件の発明につき、平成18年7月31日付で当社と「独占ライセンス契約」(原契約)を締結し、再実施許諾権付きの独占実施権を内包物を限定して当社に許諾している。 国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TL0は、上記原契約の範囲に含まれていない当該特許及び発明の遺伝子治療分野における独占実施権を、内包物を限定して当社に許諾する。また、原契約に含まれていない3発明を新たに実施許諾の対象に加えるものとする。 当社は、実施権の対価として、正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を支払う。当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に一定の料率を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。 国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TL0及び当社が別途合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

License Agreement

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
エーザイ株式会社 (平成26年6月23日)	契約締結後、ロイヤリティ支払期間(製品販売開始日から10年間又は契約発効日から25年間のいずれか長い期間)又はマイルストーン分配期間(契約発効日から10年以内に締結されたサブライセンス契約に基づくマイルストーン支払完了日)のいずれか長い期間	エーザイ株式会社(以下、「エーザイ」)は、全世界を対象に、エーザイ所有の新規医薬品候補の開発・販売等を行う権利を当社に付与し、これに基づき当社が臨床試験実施に向けて研究開発を進める。 エーザイは、開発ステージが進んだ段階で、当社から本新規医薬品候補の開発・販売等を行う権利を買い戻すための優先交渉権を有する。 当社はエーザイに対して、契約締結時に契約一時金及び開発ステージが一定の段階に進んだ段階で一定のマイルストーンを支払う。

(3) 供給契約

供給契約書及び確認書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日油株式会社 (平成26年2月7日)	ポリマー供給に関する新たな契約が締結・発効するまで	当社及び当社の提携先が、ミセル化ナノ粒子を利用した新規医薬品の研究・開発・製剤の商業的製造のために必要とするポリマーを、日油株式会社が当社に独占的に製造供給する供給契約書の契約期間満了後(平成25年12月15日)も、合意した条件に従い、同社よりポリマー製造供給を受ける。

(4) その他の契約

Termination Agreement

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Debiopharm S.A. (平成23年3月11日)	契約締結日より10年間もしくは製品発売日より10年間のいずれか遅いほう	当社とDebiopharm S.A. が平成19年10月15日付で締結したライセンス・供給契約の終了にあたり、同契約に基づきDebiopharm S.A. が実施した非臨床試験及び第 相臨床試験において得たデータを当社に移管する。 ダハプラチン誘導体ミセルに関し、当社が新たな提携先とライセンス契約を締結した場合、当社は、治験データ提供の対価として、当社が受領したマイルストーン収入の一部をDebiopharm S.A. に支払う。

共同開発契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社アルピオン (平成24年7月30日)	平成24年5月10日から平成27年7月29日まで	当社と株式会社アルピオン(以下、「アルピオン」)は、当社が所有する最新の医薬品技術を応用した新しい化粧品素材の共同開発を行い、その素材を使用した化粧品をアルピオンが製品化する。 当社は、化粧品素材として使用される原料の供給を行い、アルピオンは、本素材を用いた新しい化粧品の製造・販売に向け、開発を推進する。 アルピオンは当社に対し、当社技術利用の対価として一定額を段階的に支払う。また、当社から供給された原料の対価を支払う。

共同研究契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
信越化学工業株式会社 (平成25年6月20日)	平成25年6月20日(本契約締結日)より、平成27年12月31日まで	当社と信越化学工業株式会社は高品質かつ合理的なコストのポリマーを開発することによって相互の事業に寄与する事を目的に共同研究を行う。 当社は原料の供給、試作ポリマーの評価等を行い、信越化学工業株式会社はポリマーの試作、評価サンプルの提供、製造用設備の検討・導入等を行う。この他、必要に応じ本件ポリマーを共同で設計・開発及び最適化する。

共同研究契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
中外製薬株式会社 (平成27年2月24日)	平成27年2月24日(本契約締結日)より、オプション期間(共同研究の終了日又は中止日から3か月間)満了日まで	当社と中外製薬株式会社(以下、「中外製薬」)は、中外製薬が選択したsiRNA及び抗体に当社のactive型NanoFect [®] 技術を応用して、新規siRNAミセルの開発を目指した共同研究を行う。 中外製薬は、当社保有の特許等や本共同研究における成果を利用して医薬品の開発及び事業化を行うことを希望する場合、優先的に当社から特許等の独占的実施の許諾を受けるオプション権を保有する。 本共同研究に要する費用については、両社が各々の分担業務にかかった部分を個別に負担し、当社は上記のオプション権付与の対価として一定額を受領する。

6 【研究開発活動】

当社における研究開発は、当社の研究部及び事業開発部を中心に実施しております。当事業年度末現在で、研究開発スタッフは31名にのぼり、これは総従業員の64.6%に当たります。

当社は当事業年度において、以下のような研究開発活動を実施しており、研究開発費の総額は1,053,688千円となりました。

(1) 当社の研究開発活動の概要

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーに基づくミセル化ナノ粒子をコア技術として、主になん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することです。

前述の通り当社の研究開発活動は当社の研究部及び事業開発部を中心に実施しておりますが、共同研究契約を締結している場合は締結先との共同研究により実施しております。

(2) サイエнтиフィック・アドバイザーについて

当社は社外の研究者とサイエнтиフィック・アドバイザー契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。

(3) 当社の開発品目ごとの研究開発状況について

< 開発品目 >

当社の開発品目は、現在、主要パイプライン4品目が臨床試験の段階にあります。この他、新規開発パイプラインの研究開発を進めており、グローバルな事業展開を目指しております。

(主要パイプライン)

各パイプラインの概要は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 当社の主要パイプラインについて」に記載の通りであります。現在の進捗状況は、「1 業績等の概要 (1) 業績 (主要パイプラインの進捗状況) 中の< 開発パイプラインの状況 >」に記載の図表をご参照ください。

(新規開発パイプライン)

次世代パイプライン候補の概要及び進捗状況は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 次世代パイプライン候補について」に記載の通りであります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第19期事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針などの将来に関する事項は本書提出日（平成27年6月25日）現在において判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご注意ください。

（1）財政状態

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は14,209,243千円（前事業年度末は7,588,982千円）となり、6,620,261千円増加しました。これは主に長期性預金から現金及び預金への振替6,500,000千円によるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は494,784千円（前事業年度末は6,751,584千円）となり、6,256,800千円減少しました。これは主に長期性預金から現金及び預金への振替6,500,000千円によるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は173,417千円（前事業年度末は202,980千円）となり、29,563千円減少しました。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は28,610千円（前事業年度末は540,531千円）となり、511,920千円減少しました。これは主に転換社債型新株予約権付社債の減少540,000千円によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は14,501,999千円（前事業年度末は13,597,054千円）となり、904,944千円増加しました。これは主に第三者割当増資に伴う新株式発行、転換社債型新株予約権付社債の転換に伴う新株式発行による資本金及び資本剰余金の増加によるものです。

（2）経営成績

当事業年度における経営成績については、「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

（3）キャッシュ・フロー

当事業年度におけるキャッシュ・フローについては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は165,520千円であり、この内訳は主に本社研究所の医薬品製造機器等、本社研究所及び東京オフィスの移転に伴う設備・備品等によるものです。

2 【主要な設備の状況】

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物附属 設備	機械 及び装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社研究所 (千葉県柏市)	医薬事業	研究開発施設	32,406	123,177	- (-)	10,181	165,765	34 (6)
東京オフィス (東京都中央区)	医薬事業	事務処理施設	6,871	-	- (-)	2,714	9,586	14 (6)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、工具、器具及び備品並びにソフトウェアであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 現在休止中の設備はありません。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 4. 当社は当事業年度において、平成26年6月に旧本社研究所及び旧東京オフィスを閉鎖し新本社研究所へ移転統合し、また平成27年3月に新東京オフィスを開設致しました。
 5. 旧本社研究所、旧東京オフィス、新本社研究所及び新東京オフィスは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃借料	床面積	賃借先
旧本社研究所	千葉県柏市	4,455千円	550.00㎡	独立行政法人中小企業基盤整備機構
旧東京オフィス	東京都中央区	3,335千円	227.77㎡	株式会社山縣製作所
新本社研究所	千葉県柏市	34,407千円	1,277.15㎡	増田 文夫
新東京オフィス	東京都中央区	345千円	285.59㎡	株式会社大野屋旅館

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,122,800
計	130,122,800

(注) 当社は、平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は128,821,572株増加し、130,122,800株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,606,858	42,610,858	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株 あります。
計	42,606,858	42,610,858		

(注) 提出日現在の発行数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成17年10月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	304.0	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304.0 資本組入額 152.0	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成23年8月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,460	1,460
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	146,000	146,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	276	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月16日から 平成30年8月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 276 資本組入額 138	同左
新株予約権の行使の条件	・被付与者が取締役、監査役又は従業員としての地位を失った場合は原則として権利行使不能 ・行使日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が320円以上であった場合にのみ、権利行使可能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(平成24年5月10日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	120	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	8,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	552	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月12日から 平成31年5月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 552 資本組入額 276	同左
新株予約権の行使の条件	・被付与者が取締役、監査役 又は従業員の地位を失った 場合は原則として権利行使 不能 ・行使日の前営業日の株式会 社東京証券取引所における 当社普通株式の普通取引の 終値が320円以上であった 場合にのみ、権利行使可能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一 切の処分禁止	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(平成24年5月22日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	537	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月24日から 平成31年5月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 269	同左
新株予約権の行使の条件	・被付与者が取締役、監査役 又は従業員の地位を失った 場合は原則として権利行使 不能 ・行使日の前営業日の株式会 社東京証券取引所における 当社普通株式の普通取引の 終値が320円以上であった 場合にのみ、権利行使可能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一 切の処分禁止	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(平成25年5月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	225	225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500	22,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,320	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月10日から 平成30年6月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,320 資本組入額 1,660	同左
新株予約権の行使の条件	<p>・新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>ア 割当数の3分の1 当社が平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信(非連結)3.経営方針(1)会社の経営の基本方針 パイプラインに記載された「開発品目」及び平成25年5月24日以降に当社で新規に開発した品目及び他者から導入した品目が、製造販売承認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン(以下、「主要パイプライン」という)のうち1つ以上の開発段階が第相臨床試験を開始していること。</p> <p>イ 割当数の3分の1 平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信(非連結)3.経営方針(1)会社の経営の基本方針 パイプラインに記載された「新規開発パイプライン」(以下、「新規開発パイプライン」という)が、第相臨床試験を開始していること。</p> <p>ウ 割当数の3分の1 主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本、欧米またはアジア(中国、インド、台湾、シンガポール、韓国、香港のうち2国以上)において、開発または販売または製造に関するライセンス契約(平成25年5月24日までに締結されているものを除く)を締結していること。</p> <p>・新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で新株予約権の行使価額に25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(平成26年3月14日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	995	995
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,500	99,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,620	同左
新株予約権の行使期間	平成28年4月3日から 平成33年4月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,620 資本組入額 810	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 ・当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(平成26年8月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,795	2,795
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	279,500	279,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,460	同左
新株予約権の行使期間	平成26年9月3日から 平成31年9月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,460 資本組入額 730	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に200%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。 ・当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(平成26年8月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	245	245
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,500	24,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,372	同左
新株予約権の行使期間	平成28年9月3日から 平成33年9月2日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,372 資本組入額 686	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。 ・当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分禁止	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月7日(注)1	4,819	133,398	49,997	2,741,716	49,997	2,722,929
平成22年12月21日(注)2	68,987	202,385	344,935	3,086,651	344,935	3,067,864
平成23年1月13日～ 平成23年3月31日(注)3	18,500	220,885	300,573	3,387,225	300,573	3,368,437
平成23年4月4日～ 平成23年6月13日(注)3	3,000	223,885	43,691	3,430,916	43,691	3,412,129
平成23年10月14日(注)4	11,000	234,885	145,035	3,575,951	145,035	3,557,164
平成24年1月31日～ 平成24年11月14日(注)3	14,170	249,055	214,698	3,790,649	214,694	3,771,858
平成24年11月15日(注)5	12,000	261,055	344,838	4,135,487	344,838	4,116,696
平成24年11月15日～ 平成25年3月28日(注)3	64,252	325,307	945,693	5,081,181	945,685	5,062,382
平成25年4月9日～ 平成25年9月30日(注)3	39,045	364,352	576,844	5,658,026	576,842	5,639,224
平成25年10月28日(注)6	33,600	397,952	4,325,328	9,983,354	4,325,328	9,964,552
平成25年11月7日～ 平成25年11月25日(注)3	125	398,077	2,372	9,985,726	2,372	9,966,925
平成25年11月25日(注)7	1,625	399,702	209,186	10,194,913	209,186	10,176,111
平成25年11月27日～ 平成26年3月17日(注)3	2,950	402,652	47,991	10,242,904	47,987	10,224,098
平成26年4月1日(注)8	39,862,548	40,265,200	-	10,242,904	-	10,224,098
平成26年4月2日～ 平成27年3月11日(注)3	1,952,258	42,217,458	275,506	10,518,411	275,497	10,499,596
平成27年3月12日(注)9	389,400	42,606,858	249,994	10,768,406	249,994	10,749,591

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 20,750円
資本組入額 10,375円
割当先 株式会社メディネット

2. 有償株主割当(発行価格10,000円、資本組入額5,000円)の実施による増加であります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 有償第三者割当

発行価格 26,370円
資本組入額 13,185円
割当先 興和株式会社

5. 有償第三者割当

発行価格 57,473円
資本組入額 28,736.5円
割当先 信越化学工業株式会社

6. 有償国内一般募集及び海外募集

有償第三者割当
発行価格 268,900円
引受価額 257,460円
資本組入額 128,730円
払込金総額 8,650,656千円

7. 有償第三者割当

発行価格 257,460円
資本組入額 128,730円
割当先 J.P. Morgan Securities plc

8. 株式分割(1:100)によるものであります。

9. 有償第三者割当

発行価格 1,284円
資本組入額 642円
割当先 中外製薬株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	9	49	124	79	36	27,729	28,026	-
所有株式数（単元）	-	29,285	20,607	77,161	46,353	752	251,878	426,036	3,258
所有株式数の割合（%）	-	6.87	4.84	18.11	10.88	0.18	59.12	100.00	-

（注）当社は、平成26年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたしました。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	3,087,550	7.25
信越化学工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号	2,660,000	6.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,565,400	3.67
中 富 一 郎	東京都渋谷区	1,159,000	2.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,008,900	2.37
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	1,000,000	2.35
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 （常任代理人 ドイツ証券株式会社）	TAUNUSANLAGE 12, D-60325, FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY （東京都千代田区永田町二丁目11番1号）	847,109	1.99
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001, ZURICH, SWITZERLAND （東京都新宿区新宿六丁目27番30号）	642,050	1.51
CYNTEC CO., LTD. （常任代理人 土橋 健志）	BEAUFORTHOUSE, PO BOX438, ROADTOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS. （大阪府豊中市）	623,200	1.46
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	585,500	1.37
計		13,178,709	30.93

(注) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)の連名で平成27年4月6日付で提出された大量保有報告書により、平成27年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2,546,900	5.98
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	-	-
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (J.P.Morgan Clearing Corp.)	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン スリー・メトロ・テック・センター	67,300	0.16

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,603,600	426,036	(注)
単元未満株式	普通株式 3,258		
発行済株式総数	42,606,858		
総株主の議決権		426,036	

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成17年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 社外の協力者 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成23年8月12日取締役会決議)

決議年月日	平成23年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 監査役 3 従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成24年5月10日取締役会決議)

決議年月日	平成24年5月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成24年5月22日取締役会決議)

決議年月日	平成24年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成25年5月24日取締役会決議)

決議年月日	平成25年5月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年3月14日取締役会決議)

決議年月日	平成26年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年8月19日取締役会決議)

決議年月日	平成26年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 監査役 3 従業員 30
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年8月19日取締役会決議)

決議年月日	平成26年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は創業以来、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益が計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案し、方針を検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項の中間配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	64,100	43,800	495,500	563,000 1,455	2,156
最低(円)	10,100	18,310	30,500	128,700 1,201	885

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成26年4月1日付で、1株につき100株の割合で実施)による権利落後の最高・最低株価を示しています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	1,290	1,375	1,488	1,569	1,399	1,373
最低(円)	1,008	1,155	1,127	1,227	1,245	1,146

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO	中富 一郎	昭和25年12月2日生	昭和53年4月 久光製薬(株)入社 平成3年1月 米国セラテック・インク入社 ビジネス開発 担当副社長 平成5年10月 日本セラテック(株)代表取締役社長兼任 平成8年6月 当社代表取締役社長CEO(現任) 平成20年8月 iPSアカデミアジャパン(株)取締役 平成26年7月 (株)iPSポータル取締役(現任)	(注)3	1,159,000
取締役	COO兼 事業開発 部長	花田 博幸	昭和31年9月15日生	昭和55年4月 久光製薬(株)入社 平成5年1月 生化学工業(株)入社 平成16年6月 同社執行役研究開発本部開発部長 平成17年4月 (株)そーせい入社 開発部門長副社長 平成17年6月 同社取締役副社長兼執行役開発部門長 平成18年7月 アンジェスMG(株)顧問 平成19年12月 当社顧問 平成20年5月 当社事業開発部長 平成20年6月 当社取締役COO兼事業開発部長 平成26年5月 当社取締役COO兼事業開発部長(現任)	(注)3	83,700
取締役	CFO兼 社長室長	松山 哲人	昭和37年7月3日生	昭和61年4月 三菱商事(株)入社 平成15年5月 (株)メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼 CFO、代表取締役社長歴任 平成19年10月 (株)CSK-IS執行役員 平成22年5月 (株)ローソン事業開発本部長、執行役員海外事 業グループCOO等歴任 平成24年11月 日東紡績(株)参与、同理事、ニッポーホーメ ディカル(株)専務取締役等歴任 平成26年12月 当社顧問 平成27年1月 当社CFO兼社長室長 平成27年6月 当社取締役CFO兼社長室長(現任)	(注)3	
取締役		岡野 光夫	昭和24年3月21日生	昭和54年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手 昭和62年11月 東京女子医科大学医用工学研究施設助教授 平成6年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授 平成6年1月 米国ユタ大学薬学部アジャクト・プロ フェッサー(現任) 当社取締役(現任) 平成8年6月 東京女子医科大学医用工学研究施設施設長 平成11年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所 平成13年4月 所長・教授 平成13年5月 (株)セルシード取締役(現任) 平成24年10月 東京女子医科大学副学長 平成26年4月 東京女子医科大学特任教授(現任)	(注)3	310,200
取締役		大橋 彰	昭和18年1月7日生	昭和50年4月 近畿大学医学部助教授 昭和53年9月 スイスパーゼル大学客員教授 昭和59年8月 明治乳業(株)ヘルスサイエンス研究所生科学研究 研究室長 平成10年4月 ファルマシア・アップジョン(株)(現ファイ ザー(株))研究統括部長兼メディカルディレク ター 平成14年4月 同社サイエンスセンター長 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成16年10月 ボシュロム・ジャパン(株)取締役研究開発本部 長 平成21年2月 同社研究開発本部長	(注)3	11,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		松村 淳	昭和37年1月24日生	昭和61年4月 野村證券(株)入社 平成15年5月 Nomura International Plc. Co-head of Corporate Finance 平成20年1月 (株)クワイエット・パートナーズ代表取締役社長(現任) 平成22年9月 (株)ウィズ・パートナーズ代表取締役COO(現任) 平成24年3月 当社取締役(現任) 平成25年6月 (株)アドバンスト・メディア取締役(現任)	(注)3	
取締役		藤澤 朋行	昭和41年6月23日生	平成4年4月 武田薬品工業(株)入社 平成20年2月 同社事業開発部医薬ライセンスシニアマネジャー 平成23年4月 同社医薬研究本部研究アライアンス室室長 平成24年4月 (株)ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクター(現任) 平成25年5月 (株)ジーンテクノサイエンス取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)		野口 勘四郎	昭和22年5月25日生	昭和45年4月 日本ケミファ(株)入社 平成9年4月 同社営業本部営業管理部長 平成11年12月 (株)化合物安全性研究所取締役総務部長 平成14年5月 同社常務取締役総務部長 平成20年2月 JFCスポーツバンガード(株)常勤監査役 平成21年2月 東京ボード工業(株)経営管理部総務担当部長代理 平成21年4月 同社総務部長 平成21年6月 当社監査役(現任)	(注)4	1,500
監査役		森嶋 正	昭和23年1月23日生	昭和47年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和63年9月 アーサーアンダーセン・パートナー(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 平成5年11月 森嶋公認会計士事務所代表(現任) 平成11年10月 当社監査役(現任)	(注)4	41,300
監査役		古田 利雄	昭和37年2月4日生	平成3年4月 弁護士名簿登録(東京弁護士会入会) 平成3年4月 篠崎芳明法律事務所入所 平成5年4月 古田利雄法律事務所(現弁護士法人クレア法律事務所)設立・代表社員弁護士(現任) 平成18年9月 当社監査役(現任) 平成19年9月 株式会社キャンパス監査役(現任)	(注)4	3,000
計						1,610,000

- (注) 1. 取締役 岡野光夫、大橋彰、松村淳及び藤澤朋行は社外取締役であります。
2. 監査役 野口勘四郎、森嶋正及び古田利雄は社外監査役であります。
3. 平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
4. 平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時まで

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

() 企業統治の体制の概要及び採用の理由

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。体制の概要及び採用の理由は以下のとおりです。

- ・当社は監査役制度採用会社であり、同制度のもと、社外取締役と社外監査役を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
- ・取締役会は定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、当社の取締役会の構成は取締役総数7名のうち社外取締役が4名であり、かつ社外取締役は企業経営と医薬事業に精通した人材を登用しております。監査役は常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。

なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

() その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

- ・当社は、組織規程（職務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。
- なお、諸規程については、必要に応じて都度、改訂を行っております。

- ・また、内部監査は、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。

b. リスク管理体制の整備の状況

- ・当社は、医薬品の研究開発を実施する企業として、様々なリスクにさらされております。当社では、これらのリスクを適切に管理するために、上述の内部統制システムのもとにリスク発生時の迅速な情報収集及び指揮命令体制を確立し、リスク対応力の強化を図っております。また、当社は必要に応じて弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら外部専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

() 責任限定契約の内容の概要

a. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との責任限定契約の内容の概要

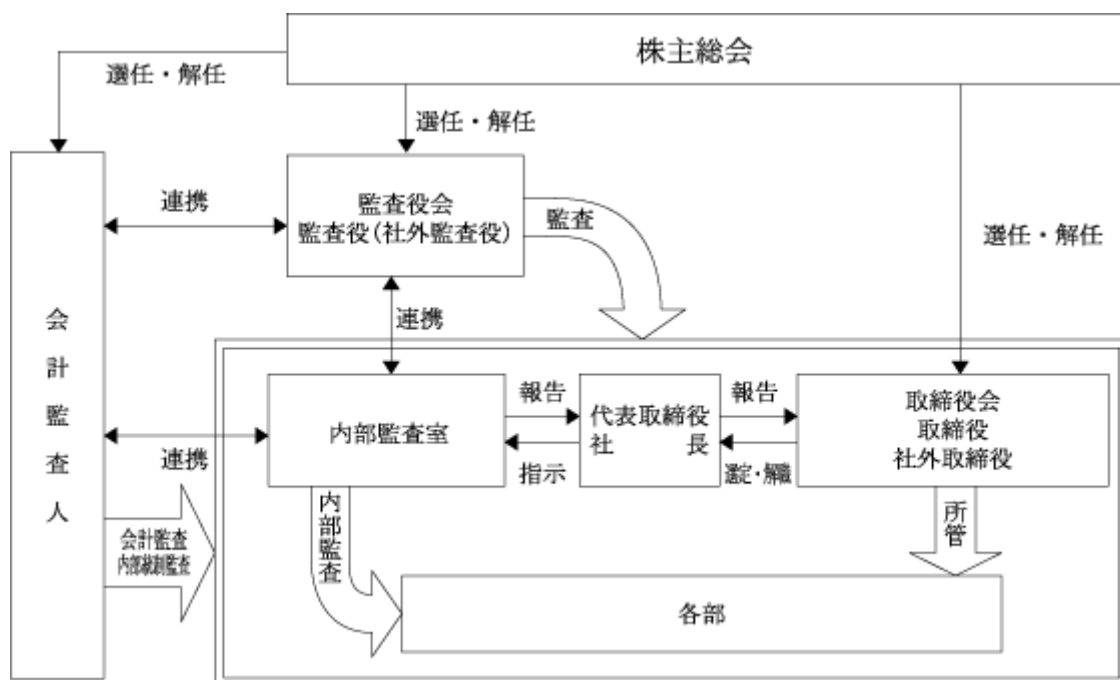
- ・当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

b. 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

- ・当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

- ・内部監査は、上記()その他の企業統治に関する事項に記載するように、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、効率の増進を図るとともに、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。内部監査担当者は1名であり、年間計画に基づき全ての部署を対象に、業務全般にわたって監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行い、あわせて常勤監査役にもその写しを提出しております。
- ・監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名全員を社外監査役で構成しており、うち監査役1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。各監査役は取締役会には常に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また常勤監査役は監査役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。
- ・当社では、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、特に内部監査担当者及び常勤監査役は、緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めております。



社外取締役及び社外監査役

- ・当社は取締役総数7名のうち社外取締役が4名、監査役総数3名全員が社外監査役で構成しております。社外取締役は企業経営と医薬事業に精通した人材を登用し、社外監査役には財務及び会計、企業経営及び法令、コンプライアンスに精通した人材を登用しております。当社は、社外取締役と社外監査役を活用することにより、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的としています。

当社は、社外役員を選任する場合の独立性の基準は特に設けておりませんが、今後の社外役員選任においても、当社にとって有益な人材かつ、当社と人的縁故、取引関係等利害関係のない独立性の高い人材を選任し、経営監視機能強化及びその維持を図る方針です。

- ・会社と会社の社外取締役、社外監査役の利害関係の概要

社外取締役岡野光夫は当社株式322,700株（うち潜在株式12,500株）を、社外取締役大橋彰は当社株式23,800株（うち潜在株式12,500株）を保有しており、潜在株も含めた発行済株式総数（43,215,858株）に対する所有株式数の割合は平成27年3月31日現在で、それぞれ0.75%及び0.06%です。また、社外監査役野口勘四郎は当社株式19,500株（うち潜在株式18,000株）を、社外監査役森嶋正は当社株式44,300株（うち潜在株式3,000株）を、社外監査役古田利雄は当社株式6,000株（うち潜在株式3,000株）を保有しており、潜在株も含めた発行済株式総数（43,215,858株）に対する所有株式数の割合は平成27年3月31日現在で、それぞれ、0.05%、0.10%及び0.01%です。

また、社外取締役松村淳及び社外取締役藤澤朋行は、それぞれ、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役COO及びマネージング・ディレクターであり、同社の組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合は、当事業年度において、第2回転換社債型新株予約権付社債540,000千円（1株当たり転換価格279.9円）を転換しており、平成27年3月31日現在で、当社株式を3,230,458株保有しております。社外取締役及び社外監査役との間に上述以外の人的・資金的・取引関係その他の利害関係はありません。

役員の報酬等

- ()役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	66,597	66,597	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	18,490	18,490	-	-	-	5

- ()役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

- ()役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬額の算定については、決定方針は特に定めておりませんが、当期の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮して、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

また、各監査役の報酬額の算定についても、特に基準はありませんが、各人の貢献度など諸般の要因を勘案したうえで、株主総会で決議された支払限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

会計監査の状況

- ・当社は現在、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 小林 雅彦

指定有限責任社員・業務執行社員 高津 知之

ロ) 業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 9名

取締役の定数と取締役の選任及び解任の決議要件

- ・当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。
 - ・当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。
- また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

- ・当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

- ・取締役及び監査役の実任免除
当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- ・中間配当の決定機関
当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当については、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。
- ・自己株式の取得
当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得については、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,900	10,700	15,000	-

(注) 前事業年度に係る当社と会計監査人との間の監査証明業務に基づく報酬には、平成25年3月期英文財務諸表に関する3,900千円を含んでおります。

【その他重要な報酬の内容】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、コンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査所要日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案した適切な額を決定することとしています。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務諸表等への的確な反映に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,141,793	13,666,475
受取手形	-	42,994
売掛金	27,240	193,627
有価証券	105,173	105,217
原材料及び貯蔵品	202,560	51,400
前払費用	61,983	77,225
未収消費税等	32,751	54,995
未収入金	5,905	12,361
その他	11,597	4,972
貸倒引当金	24	24
流動資産合計	7,588,982	14,209,243
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	47,282	42,754
減価償却累計額	47,282	3,476
建物附属設備（純額）	0	39,277
構築物	-	1,705
減価償却累計額	-	113
構築物（純額）	-	1,591
機械及び装置	292,670	392,523
減価償却累計額	255,100	269,345
機械及び装置（純額）	37,570	123,177
工具、器具及び備品	14,726	13,361
減価償却累計額	14,726	8,281
工具、器具及び備品（純額）	0	5,079
建設仮勘定	1,840	-
有形固定資産合計	39,410	169,126
無形固定資産		
実施許諾権	275	0
電話加入権	149	149
ソフトウェア	1,923	6,225
無形固定資産合計	2,347	6,375
投資その他の資産		
投資有価証券	99,729	113,026
長期前払費用	6,109	16,809
長期性預金	6,500,000	-
建設協力金	94,521	-
敷金及び保証金	9,464	189,446
投資その他の資産合計	6,709,825	319,282
固定資産合計	6,751,584	494,784
資産合計	14,340,566	14,704,027

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,039	17,112
未払金	91,261	119,921
未払費用	16,400	5,867
未払法人税等	33,993	25,699
預り金	5,464	4,816
資産除去債務	15,822	-
流動負債合計	202,980	173,417
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	540,000	-
繰延税金負債	531	5,238
資産除去債務	-	23,372
固定負債合計	540,531	28,610
負債合計	743,512	202,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,242,904	10,768,406
資本剰余金		
資本準備金	10,224,098	10,749,591
資本剰余金合計	10,224,098	10,749,591
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,904,256	7,111,413
利益剰余金合計	6,904,256	7,111,413
株主資本合計	13,562,747	14,406,584
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	969	9,559
評価・換算差額等合計	969	9,559
新株予約権	33,337	85,854
純資産合計	13,597,054	14,501,999
負債純資産合計	14,340,566	14,704,027

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
売上高		472,197		675,801
売上原価	1	182,243	1	211,832
売上総利益		289,953		463,969
販売費及び一般管理費	2, 3	1,412,999	2, 3	1,572,197
営業損失()		1,123,045		1,108,227
営業外収益				
受取利息		17,686		28,405
為替差益		224,727		919,044
その他		1,134		360
営業外収益合計		243,548		947,810
営業外費用				
株式交付費		211,085		7,641
新株予約権発行費		4,302		3,216
その他		51		-
営業外費用合計		215,438		10,857
経常損失()		1,094,935		171,274
特別利益				
固定資産売却益		-		9
特別利益合計		-		9
特別損失				
固定資産除売却損	4	83	4	684
減損損失	5	16,248	5	33,694
特別損失合計		16,332		34,379
税引前当期純損失()		1,111,267		205,644
法人税、住民税及び事業税		2,420		1,512
当期純損失()		1,113,687		207,156

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		74,485	40.9	137,405	64.9
労務費		18,210	10.0	14,734	6.9
経費		89,547	49.1	59,692	28.2
当期総製造費用		182,243	100.0	211,832	100.0
当期売上原価		182,243		211,832	

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 78,546千円 当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。	経費の主な内訳は、次のとおりであります。 外注費 47,928千円 当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	5,081,181	5,062,382	5,062,382	5,790,568	5,790,568	4,352,995
当期変動額						
新株の発行	5,161,723	5,161,716	5,161,716			10,323,439
当期純損失（ ）				1,113,687	1,113,687	1,113,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	5,161,723	5,161,716	5,161,716	1,113,687	1,113,687	9,209,752
当期末残高	10,242,904	10,224,098	10,224,098	6,904,256	6,904,256	13,562,747

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	48,003	4,400,998
当期変動額				
新株の発行				10,323,439
当期純損失（ ）				1,113,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	969	969	14,665	13,696
当期変動額合計	969	969	14,665	9,196,056
当期末残高	969	969	33,337	13,597,054

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,242,904	10,224,098	10,224,098	6,904,256	6,904,256	13,562,747
当期変動額						
新株の発行	525,501	525,492	525,492			1,050,994
当期純損失（ ）				207,156	207,156	207,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	525,501	525,492	525,492	207,156	207,156	843,837
当期末残高	10,768,406	10,749,591	10,749,591	7,111,413	7,111,413	14,406,584

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	969	969	33,337	13,597,054
当期変動額				
新株の発行				1,050,994
当期純損失（ ）				207,156
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,590	8,590	52,516	61,106
当期変動額合計	8,590	8,590	52,516	904,944
当期末残高	9,559	9,559	85,854	14,501,999

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	1,111,267	205,644
減価償却費	5,300	18,807
新株予約権発行費	4,302	3,216
受取利息	17,686	28,405
為替差損益 (は益)	222,092	919,497
株式交付費	211,085	7,641
減損損失	16,248	33,694
固定資産除売却損益 (は益)	83	674
株式報酬費用	12,020	48,148
売上債権の増減額 (は増加)	22,026	209,381
たな卸資産の増減額 (は増加)	21,849	151,160
未収消費税等の増減額 (は増加)	13,440	22,243
前払費用の増減額 (は増加)	12,555	15,241
買掛金の増減額 (は減少)	10,060	22,927
未払金の増減額 (は減少)	22,269	31,413
未払費用の増減額 (は減少)	897	10,532
預り金の増減額 (は減少)	4,411	582
その他	39,749	4,062
小計	1,098,323	1,142,596
利息の受取額	14,130	24,329
法人税等の支払額	2,420	2,420
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,086,613	1,120,686
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	8,891,760	8,700,695
定期預金の払戻による収入	1,957,842	6,417,183
有形固定資産の取得による支出	24,613	159,533
有形固定資産の売却による収入	-	10
無形固定資産の取得による支出	2,477	6,900
建設協力金の支払による支出	-	90,000
投資有価証券の取得による支出	98,229	-
資産除去債務の履行による支出	-	14,477
敷金及び保証金の差入による支出	-	12,694
敷金及び保証金の回収による収入	-	5,004
その他	5	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,059,242	2,562,103
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	8,868,231	499,989
新株予約権の行使による株式の発行による収入	716,537	743
新株予約権の発行による収入	900	6,987
新株予約権の発行による支出	4,302	3,216
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,581,366	504,504
現金及び現金同等物に係る換算差額	144,668	196,527
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	1,580,179	2,981,757
現金及び現金同等物の期首残高	3,453,995	5,034,174
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,034,174	1 2,052,417

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

構築物 10年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

(2) 新株予約権発行費

新株予約権発行費は支出時に全額費用処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

1 前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額8,242千円が売上原価に算入されております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額2,275千円が売上原価に算入されております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は3.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は96.4%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
給与手当・役員報酬	147,676千円	149,314千円
研究開発費	926,404千円	1,053,688千円
支払手数料	72,380千円	96,552千円
租税公課	68,078千円	53,711千円
顧問料	46,174千円	34,598千円
減価償却費	253千円	956千円

3 前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

一般管理費に含まれる研究開発費の総額は926,404千円であります。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

一般管理費に含まれる研究開発費の総額は1,053,688千円であります。

4 前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

固定資産除却損の内容は、不稼働資産の廃棄に伴う機械装置及び工具器具備品の除却損(83千円)であります。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

固定資産除却損の内容は、移転や不稼働資産の廃棄等に伴う建物附属設備、機械及び装置、工具、器具及び備品並びにソフトウェアの除却損(684千円)であります。

5 前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、将来のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回る事が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額致しました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりです。

機械及び装置	16,017千円
実施許諾権	231千円

上記は、本社（千葉県柏市）における研究用設備であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、将来のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回る事が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額致しました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりです。

機械及び装置	31,969千円
実施許諾権	237千円
ソフトウエア	1,487千円

上記は、本社（千葉県柏市）における研究用設備等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	325,307	77,345	-	402,652
合計	325,307	77,345	-	402,652

(注) 普通株式の株式数の増加77,345株は、一般募集（グローバルオファリング）による新株式発行による33,600株、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による新株式発行による増加1,625株、新株予約権の行使に伴う新株式発行42,120株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末	
第7回新株予約権(い)	普通株式	-	3,160	1,600	1,560	24,080
第7回新株予約権(ろ)		-	-	-	-	5,075
第7回新株予約権(は)		-	-	-	-	3,281
第8回新株予約権	普通株式	19,000	-	19,000	-	-
第9回新株予約権		-	-	-	-	900
第10回新株予約権		-	-	-	-	-
第1回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,426	-	6,426	-	(注6)
第2回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	30,702	-	11,424	19,278	(注6)
合計		56,128	3,160	38,450	20,838	33,337

- (注) 1. 第7回新株予約権(い)の増加は期中における行使期間到来によるものであり、減少は期中における行使及び権利者の退職にともなう消却によるものです。
2. 第8回新株予約権の減少は期中における新株予約権の行使によるものであります。
3. 第9回新株予約権はストック・オプションとして平成25年6月10日付で発行したものであります。
4. 第10回新株予約権はストック・オプションとして平成25年6月10日付で発行したのですが、平成25年8月12日に取得条件を満たしたため当社が取得し、平成25年9月13日付で消却しております。
5. 第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の減少は、期中における新株予約権の行使によるものであります。
6. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。
7. 第7回新株予約権(ろ)及び(は)は権利行使期間の初日が到来しておりません。また、第9回新株予約権は、発行要項に定める行使条件(マイルストーン条項)を達成しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	402,652	42,204,206	-	42,606,858
合計	402,652	42,204,206	-	42,606,858

(注) 普通株式の株式数の増加42,204,206株は、平成26年4月1日付で株式分割(普通株式1株につき100株)したことによる増加39,862,548株、新株予約権の行使に伴う新株式発行による増加1,952,258株、第三者割当による新株式発行による増加389,400株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末	
第7回新株予約権(い)	普通株式	1,560	154,440	10,000	146,000	22,536
第7回新株予約権(ろ)	普通株式	-	15,000	3,000	12,000	4,303
第7回新株予約権(は)	普通株式	-	15,000	-	15,000	3,538
第9回新株予約権		-	-	-	-	900
第11回新株予約権		-	-	-	-	41,310
第12回新株予約権	普通株式	-	279,500	-	279,500	6,987
第13回新株予約権		-	-	-	-	6,277
第2回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	19,278	1,909,980	1,929,258	-	-
合計		20,838	2,373,920	1,942,258	452,500	85,854

- (注) 1. 第7回新株予約権(い)の増加は株式分割(普通株式1株につき100株)によるものであり、減少は期中における行使によるものであります。
2. 第7回新株予約権(ろ)の増加は期中における行使期間到来によるものであり、減少は期中における行使によるものであります。
3. 第7回新株予約権(は)の増加は期中における行使期間到来によるものであります。
4. 第12回新株予約権の増加はストック・オプションとして平成26年9月3日付で発行し、行使期間が到来したことによるものです。
5. 第2回転換社債型新株予約権付社債の増加は株式分割(普通株式1株につき100株)によるものであり、減少は期中における新株予約権の行使によるものであります。
6. 第11回新株予約権及び第13回新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。また、第9回新株予約権は、発行要項に定める行使条件(マイルストーン条項)を達成しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	7,141,793千円	13,666,475千円
有価証券(MMF)	105,173千円	105,217千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	2,212,792千円	11,719,274千円
現金及び現金同等物	5,034,174千円	2,052,417千円

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

第1回転換社債型新株予約権付社債に関するもの

新株予約権の行使による資本金増加額	90,000千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	90,000千円
新株予約権の行使による転換社債型新株予約権付社債の減少額	180,000千円

第2回転換社債型新株予約権付社債に関するもの

新株予約権の行使による資本金増加額	160,000千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	160,000千円
新株予約権の行使による転換社債型新株予約権付社債の減少額	320,000千円

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

第2回転換社債型新株予約権付社債に関するもの

新株予約権の行使による資本金増加額	270,000千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	270,000千円
新株予約権の行使による転換社債型新株予約権付社債の減少額	540,000千円

不動産賃貸借契約に関するもの

賃貸借契約による建設協力金から敷金及び保証金への振替額	175,560千円
-----------------------------	-----------

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に公募増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規定に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが3ヵ月以内の支払期日であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、変動リスクが小さく、常時解約可能なMMFのみで運用しており、定期的取引金融機関より価格の提示を受けております。

投資有価証券は市場性のない有価証券であり、業務上の関係を有する企業の株式であります。これは、発行体等の信用リスクに晒されており、また外貨建てであるため、為替の変動リスクにも晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（平成26年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	7,141,793	7,141,793	-
売掛金	27,240		
貸倒引当金()	24		
差引	27,215	27,215	-
有価証券	105,173	105,173	-
長期性預金	6,500,000	6,500,000	-
建設協力金	94,521	94,521	-
資産計	13,868,704	13,868,704	-
買掛金	40,039	40,039	-
未払金	91,261	91,261	-
負債計	131,301	131,301	-

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、並びに 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これはMMFであり、取引金融機関から提示された価格によっております。

長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

建設協力金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金及び 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	99,729
転換社債型新株予約権付社債	540,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,141,793	-	-	-
売掛金	27,215	-	-	-
長期性預金	-	6,500,000	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	13,666,475	13,666,475	-
受取手形	42,994	42,994	-
売掛金	193,627		
貸倒引当金（ ）	24		
差引	193,602	193,602	-
有価証券	105,217	105,217	-
敷金及び保証金	176,751	176,751	-
資産計	14,185,040	14,185,040	-
買掛金	17,112	17,112	-
未払金	119,921	119,921	-
負債計	137,033	137,033	-

（ ）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
 資産

現金及び預金、受取手形、並びに 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これはMMFであり、取引金融機関から提示された価格によっております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

買掛金及び 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	113,026
敷金及び保証金	12,694

投資有価証券については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	13,666,475	-	-	-
受取手形	42,994	-	-	-
売掛金	193,602	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	100,000	90,000

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

その他有価証券

有価証券(MMF)(貸借対照表計上額105,173千円)は、取得価額をもって貸借対照表計上額としております。投資有価証券(貸借対照表計上額99,729千円)は、外貨建て取得価額を決算日の直物為替相場により円貨に換算した評価額をもって貸借対照表計上額としております。

当事業年度(平成27年3月31日)

その他有価証券

有価証券(MMF)(貸借対照表計上額105,217千円)は、取得価額をもって貸借対照表計上額としております。投資有価証券(貸借対照表計上額113,026千円)は、外貨建て取得価額を決算日の直物為替相場により円貨に換算した評価額をもって貸借対照表計上額としております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 費用計上額及び科目名

	金額(千円)
売上原価	5,467
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	6,552

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権(い)	第2回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 300株	普通株式 2,000株
付与日	平成16年2月28日	平成16年5月31日
権利確定条件	・新株予約権者は、当社の株式公開日までに、協力関係たる地位にあることを要す。	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	同左

	第2回新株予約権(は)	第2回新株予約権(ほ)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名 当社の監査役 2名 当社の従業員 22名 社外協力者 7名	当社の従業員 1名 社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 7,380株	普通株式 1,320株
付与日	平成16年9月1日	平成17年1月14日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月16日から平成26年1月14日まで	同左

	第3回新株予約権(い)	第3回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名	当社の監査役 1名 社外協力者 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 1,300株	普通株式 650株
付与日	平成17年9月1日	平成17年11月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日	平成18年3月1日	平成18年3月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで

	第7回新株予約権(い)	第7回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 6名 当社の監査役 3名 当社の従業員 24名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 3,200株	普通株式 150株
付与日	平成23年8月15日	平成24年5月11日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が32,000円以上であることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成25年8月16日から 平成30年8月15日まで	平成26年5月12日から 平成31年5月11日まで

	第7回新株予約権(は)	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 7名	当社の取締役 4名 当社の従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 150株	普通株式 225株
付与日	平成24年5月23日	平成25年6月10日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が32,000円以上であることを要す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。 <p>ア 割当数の3分の1 当社が平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信（非連結）3.経営方針（1）会社の経営の基本方針「パイプライン」に記載された「開発品目」及び平成25年5月24日以降に当社で新規に開発した品目及び他者から導入した品目が、製造販売承認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン（以下、「主要パイプライン」という）のうち1つ以上の開発段階が第相臨床試験を開始していること。</p> <p>イ 割当数の3分の1 平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信（非連結）3.経営方針（1）会社の経営の基本方針「パイプライン」に記載された「新規開発パイプライン」（以下、「新規開発パイプライン」という）が、第相臨床試験を開始していること。</p> <p>ウ 割当数の3分の1 主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本、欧米またはアジア（中国、インド、台湾、シンガポール、韓国、香港のうち2国以上）において、開発または販売または製造に関するライセンス契約（平成25年5月24日までに締結されているものを除く）を締結していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で新株予約権の行使価額に25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月24日から 平成31年5月23日まで	平成25年6月10日から 平成30年6月9日まで

第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 205株
付与日	平成25年6月10日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> 被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に60%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成27年6月11日から 平成30年6月10日まで

* スtock・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権 (い)	第2回新株予約権 (ろ)	第2回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (ほ)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	150	450	2,600	400
権利確定	-	-	-	-
権利行使	150	450	2,350	400
失効	-	-	250	-
未行使残	-	-	-	-

	第3回新株予約権 (い)	第3回新株予約権 (は)	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	300	100	50	150
権利確定	-	-	-	-
権利行使	300	-	-	100
失効	-	-	-	-
未行使残	-	100	50	50

	第7回新株予約権 (い)	第7回新株予約権 (ろ)	第7回新株予約権 (は)	第9回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	3,180	150	150	-
付与	-	-	-	225
失効	20	-	-	-
権利確定	3,160	-	-	-
未確定残	-	150	150	225
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	3,160	-	-	-
権利行使	1,520	-	-	-
失効	80	-	-	-
未行使残	1,560	-	-	-

	第10回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	205
失効	205
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第2回新株予約権 (い)	第2回新株予約権 (ろ)	第2回新株予約権 (は)	第2回新株予約権 (ほ)
権利行使価格(円)	30,399.8	30,399.8	30,399.8	30,399.8
行使時平均株価(円)	237,200.0	223,000.0	234,304.7	285,075.0
付与日における公正な評価単価(円)	(注)	(注)	(注)	(注)

	第3回新株予約権 (い)	第3回新株予約権 (は)	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)
権利行使価格(円)	30,399.8	30,399.8	39,691.2	39,691.2
行使時平均株価(円)	359,500.0	-	-	406,500.0
付与日における公正な評価単価(円)	(注)	(注)	(注)	(注)

	第7回新株予約権 (い)	第7回新株予約権 (ろ)	第7回新株予約権 (は)	第9回新株予約権
権利行使価格(円)	27,564	55,125	53,658	332,000
行使時平均株価(円)	221,193.4	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	15,436	35,864	23,591	4,000

	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	332,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	94,500

(注) 会社法施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
株価変動性	100.98% (予想満期日までの期間(5年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。)	97.21% (予想満期日までの期間(4.5年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。)
予想残存期間	5年間(権利行使期間)	4.50年間(十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。)
配当率	0% (当社配当実績によっております。)	
無リスク利率	0.417% (予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。)	0.268% (予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。)

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	金額（千円）
売上原価	26,431
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	21,717

2 ストック・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	金額（千円）
現金及び預金	6,987

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名 社外協力者 5名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 65,000株	普通株式 5,000株
付与日	平成17年11月1日	平成18年3月1日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左

	第4回新株予約権(い)	第7回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 2名 社外協力者 1名	当社の取締役 6名 当社の監査役 3名 当社の従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 30,000株	普通株式 320,000株
付与日	平成18年3月1日	平成23年8月15日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。	・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで	平成25年8月16日から 平成30年8月15日まで

	第7回新株予約権(ろ)	第7回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 15,000株	普通株式 15,000株
付与日	平成24年5月11日	平成24年5月23日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成26年5月12日から 平成31年5月11日まで	平成26年5月24日から 平成31年5月23日まで

	第9回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社の従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(*)	普通株式 22,500株	
付与日	平成25年6月10日	
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。 <p>ア 割当数の3分の1 当社が平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信（非連結）3.経営方針（1）会社の経営の基本方針 パイプラインに記載された「開発品目」及び平成25年5月24日以降に当社で新規に開発した品目及び他者から導入した品目が、製造販売承認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン（以下、「主要パイプライン」という）のうち1つ以上の開発段階が第相臨床試験を開始していること。</p> <p>イ 割当数の3分の1 平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信（非連結）3.経営方針（1）会社の経営の基本方針 パイプラインに記載された「新規開発パイプライン」（以下、「新規開発パイプライン」という）が、第相臨床試験を開始していること。</p> <p>ウ 割当数の3分の1 主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本、欧米またはアジア（中国、インド、台湾、シンガポール、韓国、香港のうち2国以上）において、開発または販売または製造に関するライセンス契約（平成25年5月24日までに締結されているものを除く）を締結していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で新株予約権の行使価額に25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。 	
対象勤務期間	対象の定めはありません。	
権利行使期間	平成25年6月10日から 平成30年6月9日まで	

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 14名	当社の取締役 5名 当社の監査役 3名 当社の従業員 30名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 99,500株	普通株式 279,500株
付与日	平成26年4月2日	平成26年9月3日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> 被付与者が取締役、監査役、従業員の地位を失った場合は原則として権利行使不能。 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 新株予約権者は本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に200%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を1年以内に行使しなければならないものとする。 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成28年4月3日から 平成33年4月2日まで	平成26年9月3日から 平成31年9月2日まで

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (*)	普通株式 24,500株
付与日	平成26年9月3日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。 当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成28年9月3日から 平成33年9月2日まで

* スtock・オプションの数については株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成26年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及び変動状況

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (は)	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (い)	第7回新株予約権 (い)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	10,000	5,000	5,000	156,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	5,000	5,000	10,000
失効	-	-	-	-
未行使残	10,000	-	-	146,000

	第7回新株予約権 (ろ)	第7回新株予約権 (は)	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	15,000	15,000	22,500	-
付与	-	-	-	99,500
失効	-	-	-	-
権利確定	15,000	15,000	-	-
未確定残	-	-	22,500	99,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	15,000	15,000	-	-
権利行使	3,000	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	12,000	15,000	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	279,500	24,500
失効	-	-
権利確定	279,500	-
未確定残	-	24,500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	279,500	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	279,500	-

* 当社は平成26年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権 (は)	第3回新株予約権 (に)	第4回新株予約権 (れ)	第7回新株予約権 (い)
権利行使価格(円)	304.0	396.9	396.9	276
行使時平均株価(円)	-	1,268.0	1,296.0	1,328.5
付与日における公正な評価単価(円)	(注) 1	(注) 1	(注) 1	154.4

	第7回新株予約権 (ろ)	第7回新株予約権 (は)	第9回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	552	537	3,320	1,620
行使時平均株価(円)	1,169.0	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	358.6	235.9	40	835

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格(円)	1,460	1,372
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	25	887

(注) 1. 会社法施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

2. 当社は平成26年4月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格の調整が行われております。

4 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
モンテカルロ・シミュレーション	モンテカルロ・シミュレーション	ブラック・ショールズ方程式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
株価変動性	96.02% (予想満期日までの期間(4.51年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。)	68.7% (直近1年間の株価実績に基づき算定しております。)	92.4% (予想残存期間(4.5年間)に基づき算定しております。)
予想残存期間	4.51年間	5年間	4.5年間
配当率	0% (当社配当実績によっております。)	0% (当社配当実績によっております。)	0% (当社配当実績によっております。)
無リスク利率	0.171% (予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。)	0.1% (算定基準日の円スワップレートを使用して導かれるゼロクーポンレートに、対国債スプレッドを加味した安全資産利回り曲線を生成し、そこから算出される金利を連続複利方式に変換した金利であります。)	0.13% (算定基準日の円スワップレートを使用して導かれるゼロクーポンレートに、対国債スプレッドを加味した安全資産利回り曲線を生成し、そこから算出される金利を連続複利方式に変換した金利であります。)

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,340,601千円	1,032,263千円
減価償却超過額	26,514千円	20,472千円
たな卸資産	52,685千円	53,729千円
新株予約権	11,483千円	23,702千円
その他	11,259千円	12,028千円
小計	1,442,544千円	1,142,196千円
評価性引当額	1,442,544千円	1,142,196千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	531千円	5,238千円
繰延税金負債合計	531千円	5,238千円
繰延税金負債純額	531千円	5,238千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%になります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社・研究所及び東京オフィスの建物賃借契約に基づく事務所の退去時における原状回復義務等

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を移転予定日までと見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	15,806千円
時の経過による調整額	15千円
期末残高	15,822千円

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は当事業年度において、平成26年6月に旧柏本社及び旧東京オフィスを閉鎖し新柏本社へ移転統合し、また平成27年3月に新東京オフィスを開設致しました。これに伴い、旧柏本社及び旧東京オフィスにかかる資産除去債務を履行し、新柏本社及び新東京オフィスそれぞれの不動産賃借契約に基づく原状回復義務として資産除去債務を計上致しました。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積にあたっては、使用見込期間を11年及び13年として当該使用見込期間経過後の除去費用を見積り、設置時点における無リスクの割引率で割り引いております。適用している割引率は0.5%及び0.8%であります。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	15,822千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,193千円
時の経過による調整額	179千円
資産除去債務の履行による減少額	15,822千円
期末残高	23,372千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	合計
276,874	195,322	472,197

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Orient Europharma Co., Ltd.	195,322	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
株式会社アルピオン	130,062	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
興和株式会社	100,000	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	合計
468,900	206,901	675,801

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Orient Europharma Co., Ltd.	206,901	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
興和株式会社	193,800	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
株式会社アルピオン	162,487	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務
中外製薬株式会社	100,000	医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松村 淳			当社 取締役	(被所有) 間接 8.20	役員の兼任 (株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役)	新株予約権の行使 (注1) 転換社債型新株予約 権付社債の転換 (注1)	574,123 500,000	転換社債型 新株予約権 付社債	540,000
役員	中富 一郎			当社 代表取締 役 社長CEO	(被所有) 直接 2.88		新株予約権の行使 (注2)	23,711		
役員	花田 博幸			当社 取締役	(被所有) 直接 0.21		新株予約権の行使 (注3)	17,200		
役員	中塚 琢磨			当社 取締役	(被所有) 直接 0.12		新株予約権の行使 (注3)	20,640		

(注) 1. 株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合が、第8回新株予約権の行使並びに第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の転換を行ったものであり、第8回新株予約権の行使価格は、1株当たり30,000円、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、1株当たり28,000円であります。

2. ストック・オプションとしての新株予約権の行使であり、行使価格は1株につき30,399.8円であります。

3. ストック・オプションとしての新株予約権の行使であり、行使価格は1株につき27,564円であります。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松村 淳			当社 取締役	(被所有) 間接 7.58	役員の兼任 (株式会社ウイズ・パートナーズ代表取締役)	転換社債型新株予約 権付社債の転換 (注)	540,000		

(注) 株式会社ウイズ・パートナーズの組成するウイズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合が、第2回転換社債型新株予約権付社債の転換を行ったものであり、第2回転換社債型新株予約権付社債の転換価格は、1株当たり279.9円であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	336.86円	338.35円
1株当たり当期純損失金額	30.44円	5.12円

(注) 1. 平成26年2月12日開催の当社取締役会の決議により、平成26年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額及び期中平均株式数につきましては、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純損失(千円)	1,113,687	207,156
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,113,687	207,156
期中平均株式数(株)	36,581,297	40,455,531
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年5月24日開催の取締役会決議による第9回新株予約権(普通株式22,500株)及び第2回転換社債型新株予約権(券面総額540,000千円)これらの概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成25年5月24日開催の取締役会決議による第9回新株予約権(普通株式22,500株)、平成26年3月14日開催の取締役会決議による第11回新株予約権(普通株式99,500株)、平成26年8月19日開催の取締役会決議による第12回新株予約権(普通株式279,500株)及び平成26年8月19日開催の取締役会決議による第13回新株予約権(普通株式24,500株)これらの概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

種類及び銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資 有価証券	その他 有価証券	OP Nano Co., Ltd. (優先株式)	2,950,000
		計	2,950,000

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他 有価証券	(証券投資信託受益証券)	
		ダイワMMF	105,217
		計	105,217

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	47,282	41,499	46,027	42,754	3,476 (1,088)	2,221 (-)	39,277
構築物	-	1,705	-	1,705	113 (-)	113 (-)	1,591
機械及び装置	292,670	132,957	33,105	392,523	269,345 (174,191)	46,722 (31,969)	123,177
工具、器具及び備品	14,726	5,651	7,017	13,361	8,281 (6,291)	571 (-)	5,079
建設仮勘定	1,840	13,239	15,079	-	-	-	-
有形固定資産計	356,519	195,053	101,229	450,343	281,216 (181,571)	49,629 (31,969)	169,126
無形固定資産							
実施許諾権	58,800	-	-	58,800	58,799 (18,519)	274 (237)	0
電話加入権	149	-	-	149	-	-	149
ソフトウェア	6,956	6,900	779	13,077	6,851 (3,354)	2,597 (1,487)	6,225
無形固定資産計	65,906	6,900	779	72,026	65,651 (21,873)	2,872 (1,725)	6,375
長期前払費用	6,719	15,519	3,520	18,718	1,908	1,299	16,809

(注) 1. 期末減価償却累計額又は償却累計額の()内は内書きで減損損失累計額、当期償却額の()内は内書きで当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額の主な内訳		
建物附属設備	工事等	41,499千円
機械及び装置	医薬品製造機器等	132,957千円
工具、器具及び備品	オフィス用機器等	5,651千円
ソフトウェア	管理用ソフト等	6,900千円
3. 当期減少額の主な内訳		
建物附属設備	工事等	46,027千円
機械及び装置	医薬品製造機器等	33,105千円
工具、器具及び備品	オフィス用機器等	7,017千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成24年 3月21日	540,000	-		無担保社債	平成30年 3月20日
合計		540,000	-			

(注) 転換社債型新株予約権付社債の内容

銘柄	発行すべき 株式の内容	新株 予約権の 発行価額 (円)	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (千円)	新株予約権の 行使により発 行した株式の 発行価額の総 額(千円)	新株 予約権の 付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込 に関する 事項
第2回無担保 転換社債型新株 予約権付社債	普通株式	無償	279.9	860,000	860,000	100	自平成24年 3月21日 至平成30年 3月20日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

銘柄	転換の条件	転換により発行すべき 株式の内容	転換を請求できる期間
第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	転換社債279.9円につきナノ キャリア(株)株式1株の割合 をもって転換	普通株式	自 平成24年3月21日 至 平成30年3月20日

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	24	-	-	-	24

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	208
預金	
普通預金	1,946,992
定期預金	11,719,274
計	13,666,267
合計	13,666,475

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アルピオン	42,994
合計	42,994

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成27年4月満期	18,178
平成27年6月満期	24,815
合計	42,994

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Orient Europharma Co., Ltd.	173,790
株式会社アルピオン	12,383
信越化学工業株式会社	4,104
その他	3,349
合計	193,627

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
27,240	687,610	521,223	193,627	72.9	58.6

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
研究用試薬等	51,400
計	51,400
合計	51,400

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日油株式会社	4,334
一丸ファルコス株式会社	3,477
家田ケミカル株式会社	3,276
その他	6,024
合計	17,112

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	56,964	311,393	358,720	675,801
税引前四半期純利益金額又は 税引前四半期(当期)純損失金額() (千円)	461,242	149,495	39,715	205,644
四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (千円)	461,847	151,596	36,663	207,156
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	11.47	3.76	0.91	5.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	11.47	7.70	4.67	5.94

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nanocarrier.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 平成26年2月12日開催の取締役会の決議により、平成26年4月1日付で1単元の株式数を1株から100株に変更しております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による普通株式発行 平成27年2月24日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月26日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月26日関東財務局長に提出

(4) 四半期報告書及び確認書

（第19期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日関東財務局長に提出

（第19期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月11日関東財務局長に提出

（第19期第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月13日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成26年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとして新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書 平成26年8月19日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高津 知之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ナノキャリア株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ナノキャリア株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。